

固定資産評価の外部委託の可能性とその範囲

コーディネーター	米田 耕一郎	全国知事会事務局次長
パネリスト	柴花 由花	常葉大学法学部教授
	平野 高広	群馬県伊勢崎市財政部資産税課長
	藤本 伸	徳島県藍住町税務課長
	武藤 知二	朝日航洋株式会社東北空情支社情報技術部副部长
	谷口 均	総務省自治税務局固定資産税課固定資産鑑定官



左よりコーディネーター 米田氏 パネリスト 柴氏、平野氏、藤本氏、武藤氏、谷口氏

はじめに

【米田】 コーディネーターを務めます全国知事会の米田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。



最初に各パネリストをご紹介します。

こちらのほうから、常葉大学法学部教授の柴由花さんです。群馬県伊勢崎市財政部資産税課長の平野高広さんです。徳島県藍住町税務課長の藤本伸さんです。朝日航洋株式会社東北空情支社情報技術部副部長の武藤知二さんです。総務省自治税務局固定資産税課固定資産鑑定官の谷口均さんです。

このパネルのテーマは「固定資産評価の外部委託の可能性とその範囲」です。資産税にとって最もキーとなる評価という仕事につきましては、さまざまな理由から、これを外部委託することが現実となってきています。この「外部委託」について考えてみようというわけです。

本日は、大きく前半と後半の2部構成といたします。前半は、現状と課題について現場からご報告をいただき、これを踏まえて議論したいと思っております。後半は、更なる外部委託の必要性などについて議論を深め、皆様の参考に供したいと思っております。

1. 外部委託(民間委託)の現状及び課題

【米田】 まず、第1のテーマである外部委託の現状及び課題についてご議論をいただきます。一通りパネリストの皆さんのそれぞれの立場からご発言をいただき、その後、私から質問をさせていただきます。

最初に固定資産評価事務を実際に担当する現場からのご報告をお願いします。

なお、一口に評価の仕事といいますが、土地もあり、家屋もあり、それから、評価のさまざまな段階があります。評価事務の流れ(参考資料(P.87))を掲載していますので、どの部分の仕事を念頭に置いてお話しになっているのかということを確認しながら議論を進めていただけると幸いです。会場の皆様も随時、どの部分の仕事のことを言っているのかということ念頭に置きながらお聞きいただければ幸いです。

では、伊勢崎市の平野課長からお願いします。

(1) 伊勢崎市の外部委託の現状と課題

【平野】 伊勢崎市の平野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。



初めに、伊勢崎市の概要を簡単に説明します。資料1(P.57)をご覧ください。伊勢崎市は、群馬県の南東部、関東平野

の北西に位置し、前橋市、高崎市、桐生市、太田市といった群馬県の主要都市に囲まれ、その中央部に位置しています。人口は21万、面積は139km²です。

伊勢崎市の固定資産税の概要は、資料2(P.57)をご覧ください。今年度の歳入予算720億円の約41%、297億円が市税収入です。そのうち、固定資産税、都市計画税収入は、21%、約149億円となっています。

(資料3(P.58)) 組織、人員体制ですが、財政部資産税課長と資産税係6名、土地係11名、家屋係17名、計35名の人員で課税業務を行っています。

(資料4(P.58)) 本市も評価業務のあらゆる部分を外部委託で賄っています。まずは外部委託の現状を委託契約名で説明します。なお、本市独自の委託名ですので、評価業務のどの部分かイメージしづらいと思いますので、参考資料(P.87)の固定資産税の評価、賦課事務等の流れも併せてご覧ください。

まず、土地評価の委託名で「1、固定資産管理システム保守委託」、評価事務の流れでは土地の①になります。評価対象の確認の部分です。「2、国土調査図面修正委託」は同じく①。「3、地籍図修正委託」は①。「4、地番図家屋図異動修正委託」は①。「5、土地評価システム管理業務委託」これは③になり、土地の評点数の付設の部分になります。「6、不動産鑑定委託」は同じく③。「7、航空写真撮影業務委託」はもとに戻りまして①の部分になります。

次に、家屋評価においては、「1、家屋評価システム委託」ということで、流れの家屋評価の①、③、④になります。①については評価対象の確認、③は家屋の評点数の付設、④は家屋の評価額の算出になります。

それ以外に、評価額の算定に係る電算事務として、「基幹情報システム運用管理委託」があり、全体の①、④、⑤、⑥、⑦となっています。

そのほかに「地方電子化協議会負担金」などがありますが、外部委託なしでは適正な評価業務が遂行できなくなっているのが現状です。

しかしながら、参考資料(P.87)の②の土地家屋の実地調査の部分については、外部委託はせず、全て正規の職員が執り行っています。

(資料5(P.59)) 平成28年度の資産税課の歳

出科目からいいますと、固定資産税賦課事業費9,400万円のうち、7,400万円を外部委託費として支出しています。過去5年間の事業費、外部委託費はグラフのとおりです。

(資料6(P.59)) 外部委託の課題として、まず「委託費自体の増加」です。経費削減のための外部委託は逆に経費の増加になりかねないということになります。

次に「委託契約の締結前後の事務の煩雑化」です。契約締結の事務の煩雑化・複雑化が職員の大変な負担になっています。また、ここ数年で2件のプロポーザルを組んでおり、それもまた非常に職員の負担となっています。

次に「事務精通者の減少に拍車をかける」ことです。外部委託により職員数を減らせることは、逆に事務精通者の減少にも拍車をかけることとなります。実際ここ数年で2名の人員減となっています。

次に「評価に係る審査申出に対する対応」と「納税者に対する説明責任の遂行」です。先ほどと同じように、事務精通者の減少に伴い、納税者に対する説明責任の遂行が非常に難しくなっています。

【米田】 ありがとうございました。続きまして、藍住町の藤本課長にお願いします。

(2) 藍住町の外部委託の現状と課題

【藤本】 藍住町の藤本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。



初めに、藍住町の概要を簡単に説明いたします。資料7(P.60)をご覧ください。

藍住町は、徳島県の東部に位置し、県都・徳島市に隣接する総面積16.27km²、人口約3.5万の小さな町です。北に阿讃山脈を臨む吉野川と旧吉野川に囲まれたデルタ地帯で、海拔約5mの平坦な土地が大半を占めています。かつては広い田園地帯が広がっていましたが、近年は宅地開発が進んでおり、主要地方道・徳島環状線沿道を中心に大規模商業施設も立地しています。平成10年に明石海峡大橋が開通し、平成13年に徳島自動車道藍住インターと高松自動車道板野インターを結ぶ県道徳島引田線バイパスが整備され、関西から高知の高速交通の要衝となっ

ています。

(資料8 (P.60)) 人口と世帯数の推移をご覧くださいと、昭和30年に2村が合併し藍住町となった年は、人口1万543、世帯数1,913が、平成27年度は、人口3万4,626、世帯数1万3,133と、大きく増加しており、県内人口が減少する中、推計人口としては唯一増加している町です。今年6月27日には人口3万5,000に到達し、セレモニーを行いました。

それでは、藍住町の外部委託の現状と課題について説明します。(資料9 (P.61)) 固定資産評価体制では、税務課員17名のうち、固定資産担当は4人いて、土地担当1人、家屋担当2人、償却資産担当1人で、特に家屋担当は経験年数が少ない職員2人で評価、賦課を行っています。

家屋評価の実態としては、登記済み通知書にて確認した物件や建築確認申請で完成予定日を把握している物件が完成したと思われる場合に、その所有者に対して家屋調査依頼通知を送付し、所有者の希望する日に調査を実施しています。調査段階で資材等の判定が難しい場合は、所有者への聞き取りやインターネットによる調査を行っています。所有者からハウスメーカーに確認してもらう場合もあります。また、評価替えごとに作成している徳島県の家屋評価の手引きを参考に評価しています。なお、家屋評価の手引きは徳島県と県内市町村の担当者が評価替え前年に改訂作業を行っています。

(資料10 (P.61)) 過去10年間の新增築分家屋、木造、非木造の推移としては、例年木造家屋200棟と非木造家屋40棟前後の新增築があります。

(資料11 (P.62)) 評価についての外部委託では、平成19年度に家屋評価システム導入業務委託を行いました。導入理由としましては、主に、担当者の異動により評価事務に精通している者が少ない。特に新任は短い時間で業務を覚えなければならない。また、納税者からの課税根拠の問い合わせに苦慮している。近隣市町村との課税の公平性が保たれていない。調査担当者により評価額に個人差が出ることがある。調査して帰庁後、図面の清書、評価計算などで時間がかかっている。タテヨコの計算に時間がかかり、何度も検算を行っている等です。

(資料12 (P.62)) 運用としては、評価データは全てサーバーで管理し、環境設定はサーバーで一元管理し、指定された担当者が設定しています。導入効果では、主に図面作成、評価計算の時間が短縮でき、時間外時間の低減が実現。図面が正確に作成でき、補正係数変更で手作業での作業時間に比べ、確実に時間が短縮できます。最近では半間長が特定されない家屋が多く、数値入力で面積が正確に算出されるホスト連動機能で各種統計データベース(家屋別一覧表等)が自由にできる。エクセルでのデータベース(各種統計用一覧表)が要望どおりにでき、評価額の決裁が例年より早くできる等が挙げられます。

(資料13 (P.63)) 具体的な委託の範囲としては、現状作業(評価基準・平面図・仕上げ表の作成)の改善、図面作成の簡易化、家屋評価計算書の電子化、過年度から新年度の全ての建物にトータル管理、わかりやすい評価根拠等です。

(資料14 (P.63)) 審査申出に対する対応ですが、納税者からの申出で訂正されない場合には、不服審査のために設けられた固定資産評価審査委員会により、価格に関する不服を審査することになります。税務課の固定資産税担当職員が責任を持って弁明を行っていますが、それでも固定資産の価格について不服のある納税者が書面にて固定資産評価審査委員会に審査申出を行い、固定資産評価審査委員会は固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定することになります。

納税者に対する説明責任の遂行としましては、評価及び価格の決定については、税務課の固定資産税担当職員が責任を負うべきものであり、納税者その他の利害関係者に対しては、その求めに応じて、より詳細な説明を行う必要があります。

(資料15 (P.64)) 外部委託の契約に際しての担保としては、委託契約書の中で「秘密の保持」の条項を設け、受託者「乙」は、業務の遂行に当たって知り得た業務の内容を漏らし、または解除された後においても同様とすると担保しています。

【米田】 ありがとうございます。次は、評価事務を受託する立場から、朝日航洋株式会社の武藤さん、よろしくお願ひします。

(3) 受託する立場からの外部委託の現状と課題

【武藤】 朝日航洋株式会社の武藤でございます。



（資料16（P.64））朝日航洋という会社は、昭和53年ごろから固定資産税に係るさまざまな支援業務を行っています。また、私は平成15年から東北空情支社に勤務しており、東日本大震災を仙台で経験しましたが、それ以降、被災自治体の復興支援のお手伝いを微力ながらもさせていただいております。

本日は、少しでも被災自治体の現状についてお話しした後に、本日のテーマである外部委託について、難しい話はほかのパネリストにお願いして、具体例を挙げながら問題提起ができればと思っています。

被災自治体では、震災後の復興に合わせて多くの家屋が建築されています。資料17（P.65）にあるように、最も多い年では震災前の3倍から4倍もの新築家屋評価に追われており、現在でも震災前の2倍以上の評価をしているという状況です。ここに出ているのは、主に宮城県内の沿岸部の自治体にアンケートしまして、この数字を書いています、若干丸めていますので、正確な数字ではありません。

（資料18（P.65））それに合わせて職員数も2倍、3倍となっているのかというと、全くそんなことはなく、支援の方の応援を受けながらも、ほとんど増えていないと、震災前から増加していないというのが現状です。このような状況では新築家屋の評価作業、これはもう精一杯であり、どうしても、未登記の新築ですとか、滅失、そういった捕捉が十分に行えないという不安があるものですから、私どもにもさまざまなご相談をいただいております。

資料19（P.66）ですが、私どもにご相談いただいた内容の一例です。ご覧いただければわかるように、お断りしたもの、条件付きで受けたものもあります。これらは技術的に対応できないわけではなく、法的、制度的な面からどうしても民間業者としてはやることできないという理由によりお受けすることができなかったものです。

もちろんこれらは極端な例ではあるかもしれ

ませんが、被災地に限らず、多くの自治体で職員の削減が取り沙汰されています。また、先ほど藤本課長からお話があったように、評価事務に精通した職員が少なくなっている。要は、職員の異動スパンが短くなっているというようなこともよくお聞きしています。

このような状況では、やはり経験の蓄積、伝導といったことは難しく、かなりの部分を委託とせざるを得ないのではないかと。もちろん私ども受託者の立場としては、そこにビジネスチャンスがあるということになるので、受託業務を淡々とこなすだけではなく、コンサルタントとして継続的に関わっていくということが求められているのかなと感じています。

（資料20（P.66））民間委託可能範囲についてですが、平成19年3月の総務省通知により一定の範囲が示されています。この通知に従って、私どもも受託可能な範囲を判断しているということになりますが、正直申し上げて、解釈の仕方によって、私ども業者間でも、業者ごとに可否判断が異なっていると感じる部分もあります。また、委託可能とされる範囲についても、プライバシー権等の解釈によっては問題となり得るところもあると考えています。

例えばこの中でも、街路の状況や公共施設等の接近状況などのデータの収集というものは民間委託が可能な例として示されています。（資料21（P.67））私どもも、価格形成要因調査業務といったものを受託していますが、その作業として、標準宅地や路線の写真を撮影して、成果として納めるということがあります。以前に大手検索サイトの地図サービスで用いられている写真について問題となったことを記憶されている方もいらっしゃるかと思います。もちろん業務の成果品が一般に公開されることはありませんが、私道上の路線やましてや標準宅地などという個人宅の撮影というものは、プライバシー上問題がないとは言いきれないのかなと考えています。

このように比較的委託業務が浸透している土地について見ても潜在的な問題が残っています。まして、家屋については、先ほどの総務省通知でも、民間委託になじまないとされている部分が多く、私どももこれまでは航空写真を使った家屋外形図の作成や、課税台帳、評価資料

を使った机上特定調査といった業務が中心となっていました。

先ほど話したように、最近では職員の不足等の理由により、多くの自治体から家屋評価自体そのもの、現地の調査も含めた家屋評価に係る相談を受けています。ここで問題となってくるのが、民地の立ち入りというところと質問検査権ということになるかと思えます。先ほどの土地の路線の価格形成要因調査と異なり、家屋評価ではどうしても民地に立ち入って、外観調査なり、寸法の計測なりと、あるいは、住民に対して聞き取り調査を行わないと正確な調査ができないといったことになってしまいます。もちろん住民不在の中、立ち入りを行うということは論外かとは思いますが、住民立ち会いのもとであっても、どこまでなら委託業務で対応可能なのか、ここは結構難しい問題があるのかなと考えています。

(資料22 (P.67)) 質問検査権は、地方税法353条により、固定資産評価員、または固定資産評価補助員に与えられる、簡単に言えば、聞き取り調査権ということになるかと思えますが、一般に私ども受託者側が固定資産評価員もしくは評価補助員となることはありませんので、評価補助員でない受託者がどこまで聞き取り調査を実施してよいのかという問題があると考えています。

(資料23 (P.68)) 例えば、住民に対して、「何々市資産税課の委託で家屋の調査に来ました。庭に立ち入って外観調査させていただいてもよろしいでしょうか」、「この建物はいつ建てましたか。強制ではありませんけれども、よろしければお教えいただけますか」、あと「幾つか質問してもよろしいですか。強制じゃありませんけれども、答えていただけない場合は、後で市の職員が改めてお邪魔いたしますよ」と、こういう聞き方をしたうち、どこまでが任意の聞き取り調査として受託者がやっていいのかということです。聞いていることは似たようなものですが、結局のところ、任意かどうかというところは受け取り方次第ということがありますので、これ、答えなければ後で面倒なことになると受け取られてしまえば、それは任意の範囲を逸脱して、回答を強制するという形になってしまっていて、これはまずいのかなということで、この

ような微妙な問題ですけれども、どこまでが任意であって委託業務として可能なのかについて、業者側も明確な線引きができかねているのが現状です。これについてどうすればいいのか、時間がありましたら、後ほどお話しできればと思います。

最後に、ある意味最も重要なことかと思えますが、委託業務成果の質をどうやって担保するのかというところなんです。私ども、基本的に全国統一の評価システム、社内ツールですが、それを用いており、その上に地域性を加味した業務を行うといったことをやっています。そこでは、地方税法や評価基準から逸脱するような評価を行うことはありませんので、その意味では一定の質を担保したシステムという形にはなっているかと思えます。

とはいっても、各社、それぞれの社内検査で確保を行っているということになるので、例えば公共測量における日本測量協会のような検定機関が成果品の検定を行うというような仕組みは存在していません。今後、さらに民間開放が進み、多くの業者が参入するということになれば、固定資産業務においてもこのような仕組みを検討する必要があるのではないかと考えています。

【米田】 ありがとうございます。それでは、次に、地方の税務行政について、法的な観点を中心にさまざまな側面から研究をされている常葉大学の柴先生にコメントをいただきたいと思います。

(4) 外部委託の限界と新たな取組の検討

【柴】 改めまして常葉大学の柴でございます。



常葉大学というのは静岡市にありまして、静岡駅から歩いて15分ぐらいのまち中にあります。

今日はどちらかということ、地方の地方団体の現状を踏まえた上でお話をさせていただきたいと思っています。

まず、資料24 (P.68) になります。地方税務行政の課題には、いろいろあると思いますが、一番は地方分権に伴う課税自主権の問題です。具体的には、超過課税ということですが、実際に超過課税をやっている地方団体がどれだけあ

るのかというと、それほどないんですね。

平成28年度において固定資産税の超過課税を行っている地方団体の数は、全体の8.9%に過ぎません。残りの91.1%は標準税率を適用しています。人口5万以上50万未満の市では36団体、人口5万未満の市では50団体、町村では67団体と、人口の少ない地方団体において超過税率が採用されています。

最近では、例えば、神奈川県箱根町が観光客の増加に伴い財政需要が増えたため、新たな財源確保について検討を重ね、固定資産税の税率を平成28年度から30年度までの3年間、1.40%から1.58%に引き上げました。課税自主権を行使し固定資産税に超過税率を採用する傾向にあるのは、結局、人口が少なく、税収に占める固定資産税の割合の高い地方団体ですが、超過税率を大幅に引き上げることは難しいと考えられます。

それから、課税標準の方ですが、地方税法に規定する固定資産税の特例措置の一部に、法律の定める範囲内で地方団体が特例率を条例で定めることができる仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」が、平成24年度に導入されています。新たに参酌基準に依らない課税割合を検討することができる特例が導入されたということですが、資産の対象が、汚水又は廃液の処理施設、大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設、サービス付き高齢者向け賃貸住宅、再生可能エネルギー発電設備〔太陽光〕、再生可能エネルギー発電設備〔風力〕、再生可能エネルギー発電設備〔水力・地熱・バイオマス〕、家庭的、居宅訪問型又は事業所内保育事業の用に供する資産、特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に、限定されています。したがって、地方団体の課税自主権が強まったと考えられるほどのものではなく、また、小規模の地方団体にとっては、税収減となることから積極的な導入には結びつかないと考えられます。

（資料25（P.69）） そうなると、税収は限られてくるので、コストを下げようということで、当然外部委託ということが出てくるわけです。

そのときに、何の業務を外部委託すればいいのかという問題があるわけです。

（資料26（P.69）） 民間委託に関しては、かれ

これ10年ぐらいやっていますね。その間に、地方団体の合併等に伴う業務の効率化というものもかなり進んでいます。

（資料27（P.70）） とはいいいながら、私としては、民間委託には限界が見えてきているのかなと思っています。これ以上何を民間に委託するのかというところが課題だと思います。

（資料28（P.70）） 参考資料（P.87）に土地と家屋の評価の流れが書いてありますが、特に右側にある家屋の実地調査の部分についてはなかなか民間委託が進まないところです。

なぜなら、公権力の行使、それから、プライバシーの問題というのがありまして、そのほかにも、個人情報の保護も最近非常に厳しくなっていますので、そういった点から民間委託がなかなか進みにくいということです。

大きな地方団体ですと、仕事を小分けして民間委託をするということが、可能なわけです。ところが、小さな地方団体では補助的な業務を切り出すということが多分難しいです。

外部委託ということであれば都道府県や他の市町村に委託してもいいわけですので、今後考えていかなくてはいけないところかなと思っています。

さらに、どこでも人手不足ということですので、ICT、場合によってはオープンデータといったもの、それから、その先を行って、AIの活用をして効率化していくことが考えられるのですが、その反面、委託費が、かなりかかるわけで、透明性の確保、住民の目というものも意識しながら効率化を進めなければいけないという問題があります。

【米田】 ありがとうございます。今、さまざまな観点からご指摘、現状の報告がありました。それを踏まえて、総務省の谷口鑑定官に外部委託に関するこれまでの経緯や、先ほど来出ています平成19年の通知の趣旨など、お気づきの点をご報告いただきたいと思います。

(5) 外部委託に関する取扱いの経緯など

【谷口】 総務省の谷口でございます。よろしくお願いたします。本日のテーマである固定資産税における外部委託に関しては、これまでも非常に多くの研究、あるいは検討が行われてきているところで、学識経験を有する先生方にも、



論文等、たくさん書いていただいているようですが、まずは私ども行政としてこれまでかかわってきた部分の経緯について簡単に説明いたします。

本日の主催者である資産評価システム研究センターの調査研究委員会で、皆さんご案内かもしれませんが、過去に3年間、このテーマについて研究したことがあります。資料31 (P.72) です。これは平成17年度の調査研究委員会の報告書の概要で、要点だけ申し上げますと、一番上の行ですが、航空写真からの現況の判別、あるいは、電算関係、路線価付設といった評価の補助的な業務というのは従来から民間委託が可能でした。

2つ目のところですが、固定資産税の現地調査及びこれに基づく評価そのものは民間委託にはなじみ難いというような整理をされています。

まとめとして、3つ目のところですが、民間委託の推進に当たっては、ここの①から④までに挙げられている観点で引き続き十分な検討が必要であるというようなことでした。

資料32 (P.72) は、平成18年度の調査研究のまとめですが、ここでのポイントとしては、評価のための資料作成及び補助的業務は、一定の条件のもとで委託することが可能であるということです。これは実は裏を返せば、価格の決定及び評価は市町村が行うべきであるということで、委託すべきではないというような結論とも読めるわけです。また、なし崩し的に委託の範囲が拡大するのは好ましくないの、法律上の明示的根拠を設けるべきであるというような結果でした。

(資料33 (P.73)) 続く3年目、平成19年度では、民間委託を行う場合の主な論点ごとに議論を行った上で、最終的には、今後、具体的なニーズ、個々の事例を踏まえて対策を具体化していくことが望まれるというような研究結果でした。

資料34 (P.73) は、この時期と重なりますが、内閣府に置かれていた規制改革・民間開放推進会議、現在は規制改革推進会議という形で内閣府にあります。この会議のほうに日本経済団体連合会から固定資産税の調査業務・評価業務

を包括的に民間委託することができるようにしてほしいといった要望が平成18年の6月と10月に2回出されています。これは民間でもやらせてほしいというような要望であり、本日の主な議論の出発点は、行政のほうだけで十分に評価が対応できにくくなっているということで、民間にやってもらおうというような論点なわけですし、これとは若干方向性が違いますが、目指すところは同じで、民間開放、民間委託ということで要望が出てきたわけです。これに対して、当時、総務省としては、固定資産の評価は地方公共団体の課税権の重要な部分を占めるものであって、納税者に対して義務を課することの最終責任を負う行政庁として、評価事務の全てを民間に委託することは適切ではないというような回答をしていました。

実は従来からこういった要望があったことも踏まえて、今申し上げましたような見解とあわせまして、評価に係る補助的業務を民間に委託することは可能であると、あるいは、評価員、評価補助員に民間の専門知識や経験を有する方を選任することも可能ですよといったことを地方公共団体に周知徹底しようということで、資料35～37 (P.74～75) ですが、固定資産税課長通知、先ほどの武藤さんのお話、あるいは柴さんの資料にもありましたが、この通知を平成19年3月に出しています。

この通知のポイントとしては、資料36 (P.74) の最初にあるように、固定資産の現地調査及びそれに基づく評価は公権力の行使である固定資産税の賦課処分と一体をなす事務であるということ。また、現地調査は罰則によって担保された質問検査権に裏打ちされて実施するものであること。このようなことから、民間委託にはなじまないものと考えられるとしています。

ただし、補助的な事務については民間委託が可能だということで、ここに9つほど具体的な例を挙げています。

現在、地方団体で評価に関する民間委託も部分的に行われているとは思いますが、基本的にこの通知に沿った形で運用されているというふうに理解しています。

参考までに固定資産税の評価以外で、地方税全体での民間委託は今どのような流れかということで紹介しますと、資料38 (P.75) ですが、

地方税の徴収に関する民間委託の推進についてというような通知をしたもので、基本的なスタンスとしては、民間への業務委託等を一層推進するという方向になっています。ただし、公権力の行使を包括的に民間事業者に委託することはできないので、補助的な業務を委託すべきだというふうにしていまして、この点は固定資産税の場合と同様な見解です。

では、実際にどれぐらい民間委託がされているのかというのが資料39(P.76)です。たくさん挙げていますが、徴収関係の項目が多くなっていて、下のほうに固定資産の評価に関する補助業務というのがありますが、1,561団体が実施しているという結果になっています。これは平成28年度の数字ですが、毎年総務省のほうで調査していて、遡ってみると、平成25年度でいきますと1,000市町村に満たなかった状態だったものが、毎年増えてきて現在この数字になっているということで、そういった意味では評価の補助的業務の民間委託は進んできていると言っているかと思えます。

ただ、具体的にどんな内容かといいますと、個別に市町村にヒアリングして調査しているというのではなく、市町村の回答をそのまま集計したものであり、なかなか統一性がとれていないため、詳細の紹介は控えますが、内容的には、標準宅地の鑑定評価、あるいは路線価付設、地番図等の作成更新、電算システムの保守管理といったようなものについては、おおむね1,000団体を超える市町村で委託しているといった状況です。また、家屋評価に関しては、例えば家屋評価システムですとか、異動判別といったところが多いようですが、単に家屋評価とだけ回答されているところもあり、そこは突き詰めて調査はしていないので、申しわけありませんが、具体的内容が不明なところもあります。

それから、資料40(P.76)ですが、民間委託に関する最近の動きとして、固定資産税の話ではありませんが、今年の5月に自民党の政務調査会の総務部会に設けられたプロジェクトチームから、地方団体で窓口業務を委託しようとしても、委託できる業務、あるいはできない業務の判断が難しいという声があるので、委託する際の留意点や委託可能な範囲等を整理して示す必要があるというような形で提言をいただい

ています。

また、資料41(P.77)では、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針2017の中で、窓口業務の民間委託を進めていくべきであるというふうな記載があります。

そのほか、資料42~46(P.77~79)は、参考として、固定資産評価員、補助員の現状、あるいは、地方税法に関する条文等を付けています。

1点だけ敢えて申し上げますと、資料46(P.79)、いわゆる守秘義務の関係で、上の段は地方税法の規定で、ご案内のとおり、第22条で、税務に関して知り得た秘密を漏らした者は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金となっています。下の段は、地方公務員法のほうで、地方公務員にも守秘義務はありますが、地方公務員全般としては、罰則のところは1年以下の懲役又は50万円以下の罰金ということで、地方税の職員に関しては倍の罰則、重い罰則がかけられているという点は留意されるべき点ではないかなと考えています。

【米田】 ありがとうございます。今、さまざまな立場からご報告をいただきました。それぞれの思いがあるわけですが、2つの点については皆さん共通のことをおっしゃっていたのかなと思います。

1つは、今回のテーマになっている委託ですが、土地についてはほぼ落ち着いてきていて、問題になっているのはやはり家屋の部分かなというのが1つ目です。

もう一つは、委託が進む原因として、委託者側から評価にかかる人員の不足とりわけ評価の精通者、ベテランがいなくなっているという事情は、皆さん共通の問題として捉えられているのかなというような感じがしました。

そこで、まず、精通者の問題ですが、先ほど谷口さんからありましておおり、評価については丸投げをすることはできない。市町村が自分で評価の最終的な決定をする必要があるという点を踏まえて、それでも精通者がいないので、やむなく委託をしているという現状だろうと思いますが、一方で、伊勢崎市のほうからは、そういう形で委託を進めることによってますます人員を減らされてしまうというような、非常に悩ましい課題がありました。そのあたりでどうというようなことを今やっておられるとかいうの

がありましたら、ご報告いただけませんかでしょうか。

【平野】 まず課内の対策でいいますと、職員だけで対応できない事案というのがかなり出てきていまして、それについては速やかに外部委託業者に回答や説明などの資料の提供をお願いするなどのコンサルタント的な業務を迅速にできるような対策を講じています。

次に、人事当局への要望ということで申しますと、人事異動の通常のサイクルは一般的なほかの職場ですと大体3年から5年が異動の対象ということになっていますが、資産税課の業務は専門性が高いということから、5年から7年というサイクルでお願いしています。

特に、固定資産税は3年に1度の評価替えがありますので、各職員が最低2度は評価替え事務を経験するような人事異動をお願いしているところです。

また、現に人員減がないようにというのでもあわせてお願いしているところです。

【米田】 なかなかご苦勞をされていることが報告されました。次に、委託の効果として、先ほど藍住町の藤本課長から報告がありました。委託をする理由の1つとして、納税者への説明ですとか、近隣市町村との課税の公平といった点も実は挙げられていまして、そのあたり、委託の効果としてどのようになったか、わかる範囲でご報告いただけませんかでしょうか。

【藤本】 納税義務者からの課税根拠の問い合わせに苦慮していたということについては、システムで作成された評価計算書には自動計算された各仕上げ等の割合や手入力した補正の詳細が記載されているので、課税根拠を説明しやすくなりました。また、従来の評価計算書よりもシステムにて作成した図面、評価計算書のほうが、当時の担当者がどのように評価計算したのか、後の担当者でもわかりやすいので、課税根拠を説明しやすくなりました。

次に、近隣市町村との課税の公平性が保たれないということについては、システムには評価替え年ごとに徳島県及び県内市町村の担当者が作成した評価の手引きに沿った独自評価項目や独自評点を取り込まれています。また、システムで図面作成や評価計算を行うので、達観で仕上げ、面積等を確認して計算していたときより

も、数値的により正確で適正な評価ができ、近隣市町村との課税の公平性も保たれているのではないかと考えています。

【米田】 ありがとうございます。課税の公平性というなお話も出ました。委託を受ける側の立場から、先ほど武藤さんのほうから品質の保持という非常に重要なお指摘をいただきました。委託者側、課税庁の側においても、品質が確保されなければならないというのは委託の前提であろうかと思えます。武藤さん、先ほどこのようなふうにすればいいのではないかとというようなご示唆もありましたが、もうちょっとそのあたり、詳しくお話しいただけませんかでしょうか。

【武藤】 あくまでも私見ということをお願いいたします。先ほど、家屋評価システムの点だと思えますが、藤本課長からお話ありましたけれども、評価システムで計算しているので間違いはないよというところで、我々としてはそのとおり信じてくださいということにはなりますが、そこを担保する仕組みとして、例えば車でいう車検のように、評価替えごとに、総務省なり評価センターでもいいんですが、お題を出して、それを、全国どれだけシステムがあるのか私も把握しておりませんが、全部同じ計算をさせて同じ答えが出るのかといったようなことをやってみるというのも1つ方法なのかなと思います。それを先ほどちょっとお話ししました検定機関というようなところがやるというのも1つ考え方としてはあるのかなと思っています。

ただ、計算すればわかるというようなものはそれで構わないのかもしれませんが、例えば土地評価業務で、答えが一定でないようなものも多く、路線価というのは、10人いれば10通りの答えが出るぐらいのものでありますので、そこを検査するというのは非常に難しいだろうなと考えていますので、そこは最終成果で確認するというよりも、途中で確認するというのをぜひ地方団体のほうにお願いしたいなと思っています。

私ども、よく「朝日さん、打ち合わせ多いね」とか、「任せているんだから、そんな細かい説明しなくていいよ」と、ある意味ありがたいお言葉をいただくことがあります。打ち合わせで細かくやることによって認識を共通にして、

最後にぶれが出ないようにという考え方で進めさせていただいています。これは私も業者は、わざわざ質の劣る成果品を納めるような仕事をしているわけではありませんが、打ち合わせの段階でちょっとした認識のずれが最後の成果に大きくなってしまって、最終的に使えないものを納めてしまうというようなことが起こり得ると、起こり得るといふか、ないようにしていますが、可能性があるので、打ち合わせ、結構面倒くさい、何のために委託して、ここまで説明聞かなくてもいいよというようなことはあるかもしれませんが、是非打ち合わせ、しっかり聞いていただいて、私も、しっかり説明させていただきますので、そこでちょっとでも疑問に思う、何か考えが違うなというのはどんどん聞いていただいて、というところが、中間の打ち合わせが一番質を保つために結果的には一番効率的であると思います。中間、ちょっと手間をかけることで最後の検査をやらなくても済むぐらいのつもりで聞いていただければありがたいなと考えています。

【米田】 ありがとうございます。柴先生、今の点について、何かご示唆ありませんでしょうか。

【柴】 システム等を含めてチェックを誰がするのかといったこともあると思いますが、そこについては、評価担当者がしっかり見ていく必要があると思いますが、全部を見ることが可能かという、それはやっぱりできないわけですね。ですから、これは信頼できる民間業者に委託をする必要があるわけで、そのためには検定機関

もしくは認証機関による民間業者のチェックが必要になるわけです。検定機関ができれば非常によろしいかと思います。ただ、現状のシステムでいくとちょっと難しいとは思いますが。一番現状のシステムでその機能を果たしてくださりそうなのが、やはり都道府県だと思います。近隣との評価の公平性を都道府県固定資産評価審議会等で今見ていただいていると思うのですが、そのところをもう少し広げていただけると大変ありがたいと思います。

最終的には、納税者の不服申し立てを通じたチェックというのも入りますので、トータルの意味でチェックしながら評価を公正なものにしていくということになるかと思っています。

【米田】 ありがとうございます。質の面というのは、最近日本の産業界においても問題が出ておりますが、この仕事を特に外に出すといたときには、これから大きな問題になっていくのではないかと思います。特にサービスについては、入札においては価格だけの問題になりがちですが、やはり一定の質をいかに担保するかということが、非常に難しい問題ですが、非常に重要になります。そのやり方としては、おそらく間接的なやり方と直接的なやり方の2つがあると思います。

1つは、間接的な方法ですが、これは仕事をやっている人を一定の人に限定するという、例えば先ほど武藤さん等々からありましたが、資格を持った人が従事をするということを義務付けるとか、それから、一定の事業者を認証して、



その人にやってもらうというようなやり方、こういうやり方が1つあるかと思えます。

他方、直接的なやり方としては、幾つか、その評価が本当に正しいかどうかというのをサンプル的に事後的に検証するといったやり方もあるかと思えます。その辺の品質保証というのをこれからどうやっていくのかというのは、みんなで考えていかないといけないのではないかなと思えます。

2. 更なる外部委託（民間委託）の必要性等

【米田】 第2部のほうでは、そのあたりも含めて突っ込んだ議論に進みたいと思えます。これまで現状と課題ということで挙げていただきましたが、第2部では、更なる外部委託の必要性等ということで、今後の問題について議論を進めていきたいと思えます。

後半も前半と同様、最初にそれぞれからプレゼンをお願いしたいと思います。最初に評価の現場の立場ということで、藍住町の藤本課長からお願いします。

(1) 藍住町の更なる外部委託の必要性等

【藤本】（資料47（P.80））更なる外部委託（民間委託）の必要性ですが、将来的に評価に係る職員数が十分確保できないとした場合、評価の外部委託の拡充では、民間委託を実施することによって税務課の固定資産税職員の削減や業務量に応じた人員配置を実施し、評価事務の効率性向上が期待できます。また、民間委託を実施することで、民間の専門的な能力や民間の知識を活用することが期待されます。

（資料48（P.80））次に、外部委託以外の方法としましては、評価の共同化、県単位、あるいは複数市町村単位等が考えられます。徴収事務では、徳島滞納整理機構のように、一部事務組合等を設置し、共同化により市町村税の滞納案件に係る一定の徴収事務を行っています。

納税者に対する説明責任としては、評価調査の結果については、個人情報保護との関係があ

るので、公表は統計処理されたデータに限られますが、納税者その他の利害関係者に対しては、その求めに応じ、より詳細な説明を行う必要があります。

（資料49（P.81））今後、地方団体、民間企業の双方より固定資産評価事務の民間業者への委託について要望が増える可能性があると思えます。そこで、評価事務の民間委託について、適正で均衡のとれた評価が確保でき、説明責任の適切な遂行の点で支障とならないよう、また納税者への点で問題がないか等がこれからの検討課題となると思えます。

最後に、固定資産評価基準の課題としまして、家屋では、1点目は、評価方法の簡素化、あるいは合理化を行い、納税者にもわかりやすくしていただきたいと思えます。

2点目は、再建築費評点基準表について、家屋の仕上げ材など、建材メーカーの新たな生産技術の開発により、経験年数が少ない評価担当者が的確に評点項目や程度補正を行うことが難しくなっています。

3点目は、住宅の建築設備について細分化がし過ぎていますので、建築設備を一括して評価できるような評点付設の方法を考えていただければ、担当者としては評価がしやすくなると思えます。

4点目は、家屋の調査で、納税者がプライバシー等により、中を見せたくないという方が増えてきて、家の中を確認して評価することが難しくなっています。

続いて、土地では、1点目は、同一地域・同一路線沿いであっても、新興住宅地と既存住宅地とで市場取引価格に差が出ており、評価の細分化等を含め、評価方法の検討が必要になっていると思えます。

2点目は、水害対象地域に対する評価について、減額や補正の検討をする際の地域特定や補正率の決定などが難しくなっています。

3点目は、空き家認定による住宅用地特例に対する納税義務者への説明が課題となってきています。

【米田】 ありがとうございます。では、伊勢崎市の平野課長、お願いします。

(2) 伊勢崎市の更なる外部委託の必要性等

【平野】 更なる外部委託の必要性ということ



で、資料50 (P.81) をご覧ください。本市でも評価業務のあらゆる部分について外部委託を行っています。今日の本丸ですか、実地調査における外部委託の必要性について

述べたいと思います。

評価補助員については、再任用職員の登用を考えていくことになると思います。資料37 (P.75) の「固定資産評価における民間委託及び民間有識者等の活用について」で、(2) に固定資産評価補助員とあり、「固定資産評価補助員は一般職の地方公務員であり」、再任用職員等「様々な勤務形態に応じた任用が可能となっている」と記されています。これを踏まえて、いきなりの外部委託というのではなく、まず人件費の削減ということと経験者の知識を生かすということとをあわせて考えていく、つまり資産税課家屋評価経験者の再任用職員の登用を考えていく時期ではあると思います。

ただ、そこにも問題がありまして、家屋評価経験者の再任用職員を調査員に登用すると、今度は新しい職員の家屋評価のできる者を育てることができなくなり、年々自前の調査員が減っていきってしまうという現象が起きて、今まで長年地方団体で培ってきた家屋評価の技術、知識などが継承されなくなってしまう恐れがあり、まだこれについて早急に結論が出せていません。

次に、本討論会の本題と言えます実地調査を伴う調査員の民間委託については、まだ本市では議論が上がっておりません。先ほどの通達とか、いろいろあった、この中でもまだ非常に難しいところで、今、皆さんにいろいろ考えていただいていることでして、こちらでも具体的にどうという話はありません。

また、民間委託だけでなく、広域連合でとかの話も具体的なものはなく、本市だけではなく、群馬県内各市でもまだ議論はされていません。

最後に、私の見解ですが、現状の固定資産評価額の算定方法が国の示した固定資産評価基準を用いるという地方税法に今後抜本的な改革がない限りは、実地調査における評価のノウハウ、技術、知識ですか、このノウハウは今後も是非地方団体が継承していきたい、継承していくことが使命であるのではないかと考えています。

そういったことで、今のところ、実地調査を伴う外部委託については議論がありません。

【米田】 ありがとうございます。それでは、武藤さん、これまで委託者側のお二人から報告いただきましたが、受託をした現場から何かありましたらお願いします。

(3) 外部委託の拡充と説明責任等

【武藤】 (資料51 (P.82)) 今後も評価事務に十分な職員数を確保できないという場合に、民間委託はやはり有効な方法になると考えています。ただし、そこで問題になるのが、評価補助員の任命の問題と、説明責任ということになるのかなと思っています。

評価補助員については、実は任期付短時間勤務職員というような形で、現行法のもとでも民間人への任命は可能ということにはなっていますが、採用において、評価補助員にふさわしいスキルを持っているのかどうかと、そういうことを審査するというのはなかなか難しいのかなと思っています。業者側の一員ですので、あれですが、いわゆる安かろう悪かろうといったような成果を納める業者があるやにも聞いていますので、やはり何らかの方法でスキルの審査ということが必要だろうと思います。

こういった弊害も除去して、安心して委託業者を選定するためには、例えば固定資産評価士といったような資格制度を導入するというもの、あとは、固定資産評価事業者登録制度といったような形で、技術者個人と事業者、会社の質を担保するといった仕組みが必要なのかなと考えています。

(資料52 (P.82)) 一方で、例えば新築評価を外部委託で行うとした場合に、納税者に対する説明責任を果たせるのかといった問題があります。もちろん評価補助員が評価を行ったという場合には説明責任を負うということになりますが、先ほどお話しした任期付短時間勤務職員という形で評価を行った場合、実際に納税者から説明を求められた時点では、もう任期満了、退職していますということで、すぐには対応できないといったようなことが懸念されます。

ここで重要になるのが、私どもとしては、評価資料と裏づけ資料の精度とわかりやすさとい

うことで、作業手順書とか、基準書、成果品の様式などについては、委託の段階で、仮に業者が変更になった場合であっても継続性を持った形で同一様式での成果品を納めさせるといようなことを考えなければいけないだろうと思っています。

また、私ども受託者の立場としては、いわゆるブラックボックスのようなものを作ってはいけないと考えています。もちろん各社ごとに企業秘密と言われるようなやり方がありますが、少なくとも納税者説明に必要な部分については明確にしておく必要があると思います。私どもの立場としては継続して自分たちで受注をずっとしていきたいと思いますが、特殊な、そのためにブラックボックスで、うちしかできないような技術だというようなことではなく、そういう特殊な方法ではなく、客観性と汎用性を持った仕組みというものを私どもも心がけなければいけないですし、委託する段階でもそういった形での契約ということが必要になるだろうと思っています。

まとめますと、今後更なる民間委託の拡大というためには、変な言い方かもしれませんが、堂々と安心して民間委託できる環境を整えていただきたいと思っています。

1つには民間委託可能範囲の明確化で、これについては、先ほどお話しした固定資産評価士認定機関というものが、当然資格制度であれば出ると思いますけれども、そこには相談機関としての性格を持っていただいて、これはどうなのよというようなことを相談していただく場をつくっていただくというのもありかなと思います。

もう一つ、受託者側のスキルと成果品の質の担保という問題については、先ほどの認定資格制度と登録事業者といったようなことが、この会社だったら、この技術者だったらある程度は安心して任せられますよというお墨付きがあれば、双方、受託者、私どもにとっても有効なかなと考えています。

(資料53 (P.83))最後に大胆な提言、放言に近いかもしれませんが、させていただきます。最終的には課税庁と評価庁を分離して、民間事業者を活用してということですが、広域評価による評価の均衡化、効率化を実現していただ

ければなど考えています。市町村は課税庁として、評価専門の組織を別途評価庁として立ち上げる。その上で、評価庁は広域評価の推進と評価業務の実施を主たる業務として、そこで民間事業者への委託をしながら、委託成果の検査と評価自体を専門の職員が行うということです。評価庁は、評価に対する責任を全て負いますよということになるので、異議申請とか、裁判における評価部分の説明責任は全て評価庁が負うことになります。評価庁から民間事業者に委託する場合は、固定資産評価士、資格保有者、かつ、固定資産評価事業者を入札の参加資格とします。固定資産評価士、これは評価補助員に準じた資格として、業務を可能とし、例えば民地の立ち入り調査とか、一定の質問検査権までも授与します。当然守秘義務、説明責任も資格者の責務として負うことになります。

最後、検定機関を設立し、民間委託の成果については検定機関による検査を行います。あとは、助言も行います。こういった仕組みを構築することで、市町村は評価事務や異議申請に対する事務負担が軽減されます。民間委託についても一定の質を確保できるのではないかと思います。そういった認定、検定等については、例えば資産評価システム研究センターがその役割を担っていただくといったことでできれば、十分に可能なかなと期待して、終わります。

【米田】 ありがとうございます。今、3人の方から現場からのいろんな悩み、提案、大胆なご提案もありましたが、そういうことについて谷口さんのほうからコメントをいただければと思います。

(4) 制度を所管する立場からの今後の展望

【谷口】 まず外部委託全体の方向性としては、少なくとも市の方、町の方、おっしゃるように、今後税務職員が増えていくということは残念ながら期待できないわけで、あるいは、地方団体職員全体を見たときにも、どちらかという、地方団体の考えとしては、業務をスペシャリスト化していくというよりも、何でもわかっているジェネラリスト化の方向が以前から強くなってきているわけで、そういう意味から、今後も外部委託を可能な限りしていく



という流れはやはり必要かと思えます。

その際に、価格の決定というのは最終的に市町村長の責任で行われるようになっており、担当する職員は、この価格の決定までの過程をきちんと納税者に説明できるようにする、すなわち、委託の結果をきちんと職員が検証できて、内容も十分理解するというのが大事です。言い方は悪いですが、納税者に説明するときに、「これは委託しているので中身はよくわかりません。」という説明では当然もたないわけで、その点は重要です。

そういう意味では、先ほど武藤さんがおっしゃった、受託者側のほうとしてブラックボックスは作らないということ、また、納税者説明に必要な情報は明確にしますというようなことは非常に大事なことだと思います。要は、単純に委託をして成果物をもらいましたという関係ではなくて、やはりそこに至るまでの連携を密にしていくことが重要で、さらにそれによって評価のノウハウというものも市町村の中で継承していけるということにもなるのではないかなと思います。

その上で、外部委託を拡大していくことについてですが、既に評価の補助的業務、あるいは準備的な作業については、委託が進んでいるわけで、あと、問題としては、実質的には家屋や償却資産の実地調査、特に家屋の立ち入り調査、これが果たしてどこまで委託できるかということになるのではないかなと思います。

これを検討する場合、大きく2つの視点があるのではないかなと思います。1つは、今、補助的業務、準備行為は可能としていますけれども、思い切って評価そのものを委託する、評価全体をですね、こういうことは本当にできないのだろうかということを考えてみる必要があると思います。これは先ほど見ていただいた19年3月の通知の冒頭（資料36（P.74））に言っているように、評価は公権力の行使である固定資産税の賦課処分と一体をなす事務であるというふうに捉えていまして、評価そのものを委託することはできないというのがこれまでの考えであって、これは今後も維持されるべき考えではないかなと思っています。あくまでも課税するために評価しているわけで、さらに言えば、価格決定は市町村長が責任を負っている、その

価格決定をするために評価調書を評価員がつくる、これがまさに評価なわけですので、この根幹部分の評価全体を委託してしまうと、果たしてそれで市町村長は価格決定できるのですかということになりますので、ここは慎重に考えなければいけない問題だと思っています。

では、それだったら立ち入り調査は委託してもいいのではないかと、あるいは、立ち入り調査するときに職員に同行させる、外部の人を同行させるということを考えればいいのではないかとこの話になるわけです。ここで、これまでの先生方のいろんな論文等を見てもと、一連の作業全体で見ると、公権力の行使、すなわち、公権力性が認められるけれども、この一連の作業を分割して行って、個別の行為ごとに着目していけば、全てに公権力性があるのではなくて、部分的にそうではない部分もある、すなわち、その部分は外部委託できるのではないかとこの考えもあるわけですし、実際に納税通知書を出す、賦課処分をするというのは行政処分ですが、この発送業務、あるいは印刷業務というのは外部委託しているわけです。評価のほうでも評価システムの開発や家屋評価システムへ入力していくといった作業は現に委託しているわけですね。これは部分的に切り出して、その部分だけ委託したというものです。

そこで、立ち入り調査がこれに当たるかどうかというのが非常にポイントになると思います。立ち入り調査は、評価という全体の流れからすれば、一連の作業の中の一部だというふうにも捉えることはできますが、家屋評価の場合には、実際に調査に行って評点数を判断すると、そこで判断していくという部分が入ってきて、単なる調査ではなくて、実はそのときに評価も同時に行っているというふうにも捉えることもできるわけで、それなら評価には当たらない調査というのはどこまでなんだというのを厳密に明確にするということはなかなかできないというのが今までの非常にジレンマであったわけです。市町村によって評価の実際の手順が若干違うということがあるかもしれませんが、少なくともこういった点がクリアにできないと、これを外部委託にしますというのは、直ちというのはなかなか難しいのではないかなと思います。これは職員以外の者に調査させることに対して、

例えば守秘義務はどうするんだとか、納税者の同意を得るのはどうするんだといった問題もありますが、それ以前の、もっと本質的な問題としてここの部分はあるので、やはりここをクリアしないと次に進めないのではないかと思います。

それから、武藤さんのほうから、大胆なという前置き付きでしたけれども、課税庁と評価庁を分離するという提案がありました。これは、今、価格の決定は市町村長に残しておいて、評価だけ外部委託するのは無理ですと申し上げましたが、それでは、いっそのこと価格決定も市町村長でなくて評価庁に持っていったらというような提案とも受け取れるわけでして、そうすると、先ほど私が申し上げた部分が、一部これで解決できると思います。

ただ、例えばですが、評価庁というのを評価員の共同設置といった形で、共同化、広域化した上での評価庁という考えならば理解もできるような感じもしますが、そうではなくて、大胆に変更して、市町村は課税するだけ、すなわち、価格決定は全く別のところがやりますという形にするんだという提案だと捉えるならば、固定資産税の制度の基本設計にかかわってくる問題であって、これはやはり慎重に考えなければいけないと思います。

固定資産税の場合、例えば非木造家屋などは、不動産取得税との関係で一部都道府県とも連携している部分はありますが、基本的には市町村の中で評価から課税、徴収まで完結している制度です。そもそも論で考えてみれば、昭和25年に固定資産税ができたときに、市町村の基幹税目として創設された段階で、全て市町村で独立して運用する税制だというふうに仕組みられたものであったことを考えると、この基本思想を変えることにつながりかねないので、やはりここはよくよく検討していく必要があるのではないかと思います。

もう一つ、家屋評価の簡素化という要望がありました。これまで可能な限りの簡素化は行ってきたわけでして、評点項目の整理合理化などをやっていますが、なかなかすぐにとすることは難しいかもしれませんが、新たな評価手法の検討ということで、これまでどちらかというところで大規模非木造を中心として検討して

きたものから、居住用の家屋まで範囲を広げて、そういった新たな評価手法が考えられないかという検討は引き続き行っているところです。少ない職員、あるいは経験の浅い職員でも対応しやすいような評価ができないかということは、今後も模索していきたいと考えているところです。

【米田】 ありがとうございます。かなり詳細にいろいろコメントいただきましたが、柴先生、今いろんな問題が出てきました。学識者としてのお立場からさらにコメントいただける点がありますでしょうか。

(5) 課税事務の共同化と外部委託

【柴】 資料54 (P.83) ですが、私は評価庁ということについては基本的に賛成の立場ですが、非常に時間がかかるだろうと思っています。もう少し短期的に実現可能な方法を考えますと、地方自治法等の枠組みを使って共同化を進め、そして、その共同化の中から外部委託とか民間委託とかを考えていくのが近道なのではないかと考えています。

地方自治法に基づいているいろんな仕組みがありますが、資料56 (P.84) を見ていただくと、平成26年に連携協約というのができています。

それから、資料57 (P.85) は、事務の代替執行ということで、これはまだあまり使われていない仕組みのようですが、これは委託と違って、委託元の自治体に一定の権限が残るとことです。課税自主権と非常に親和性があると考えられます。連携協約や事務の代替執行制度というものを使うことで何かできないのかというふうに考えているところです。

そして、資料58～59 (P.85～86) です。具体的には、例えば静岡市ですが、その周辺の5市2町と、実際に連携中枢都市圏というようなことはもうできているわけです。例えばそこを使って何か事務の共同化とか、そこから共同化した中での外部委託ということを考えていくのが評価庁よりも、現段階では実効性が高いのではないかと考えている次第です。

ただ、資料60 (P.86) に挙げているような問題がありまして、評価の細目等は各地方団体で細かく決めており、そういうところのすり合わ



せを行わないと、こうした枠組みを使った共同化というのは難しいという問題があると思います。

また、どうしても中核となる市が事務の共同化の負担を負うことになるのではないかと、若干懸念があります。

それから、共同化といってすぐに効率化が進むのかというと、これは市町村合併で見られたところですが、システムの統合に非常に時間がかかるわけです。ですので、連携協約に基づいて事務の共同化をやったからといってすぐにスムーズな運用ができるわけではないのではないかと懸念があるわけです。

(資料61 (P.87)) いずれにしても、評価庁のようなものができるということが目的としては望ましいと思いますが、身近なところから、まとまることからまとめていったほうがいいのではないかと考えています。

【米田】 ありがとうございます。今、いろいろご提案がありました。いろんな制約条件の中でいかに公平で適正な評価を行うかといった観点でいろんなご提案があったわけです。おそらく評価と課税とを分離をするという、評価庁のご提案というのは時間軸で言えばかなり先の問題といえますか、市町村の基幹税である固定資産税という、そのところの根本から考えていかないといけない問題であるというふうな谷口さんのご指摘もありました。

ということで、おそらくそこに行くまでという、時間軸で言えば中長期のうちの中期のほうの考え方として、柴先生のほうから広域化というのをもう少し積極的に考えたらいいのではないかとというようなご示唆があったかと思えます。

そこで、広域化といった場合に、評価ということでは既に不動産取得税において都道府県がかかかっていまして、恐らくどの都道府県でも評価の分担といったようなことが行われているわけですが、このあたりで、広域化、先ほど柴先生のご提案にあったようなこと、いろいろ課題があるということでしたが、実際に市町村の立場からはどのような受けとめをされるでしょうか。感想で結構ですが、伊勢崎市の平野課長、いかがでしょう。

【平野】 先ほども述べましたが、広域連合での具体的な話というのは群馬県、伊勢崎市でも出

てないところで、今、具体的にどういうふうにすればいいかということをご議論することはできませんが、市の単位でもそれを持ち出して県の中で話しても、なかなかまだ具体的なものは出てきていないと思っています。

【米田】 ありがとうございます。藍住町の藤本さん、どうでしょう。

【藤本】 今も米田コーディネーターからお話がありました。非木造は県の方に評価をお願いします。面積要件がありますが、今後、先ほども私申し上げましたが、県単位、あるいは複数の市町村単位、私のほうですと、板野郡という郡なんです。そういう単位で今後共同化というのも考えていかないといけないのかなというふうには感じました。

【米田】 谷口さん、今の問題、それから、1部のほうで、通知の業務について、少し書かれてはいるけれども、本当にそれは許されているのかどうかというのが少しわからないというようご指摘が武藤さんのほうからありましたが、そのあたり、触れていただけますか。

【谷口】 今の広域化については、やはりハードルは高いのですが、非常に効果は大きいと思います。今、藍住町、あるいは伊勢崎市から、なかなか難しいよという話がありましたが、評価自体を分離する、これは決して大反対しているわけではないのですが、評価自体を分離するよりは、広域化のほうが今の固定資産の仕組みの中にはむしろ沿う形ではないかと考えています。

それから、平成19年の通知ではなかなか範囲がよくわからないのではないかと、例示はしているが、それに当たるかどうか微妙だというようなケースがあるのではないかとというようなご指摘でしたが、考え方そのものはあの通知でやっていただいて、あとは、具体的に本当にいろんなケースがありますので、どうしても判断に困るというのであれば、私どものほうにご相談いただくことも全然やぶさかではありませんし、そういった事例を積み上げていって、やはり一定の間違いない範囲、あるいは危ない、危ないと言ったら言い方が悪いですけども、グレーな部分を、もしかしたら後で問題になってしまうかもしれないので、早めに是正しておくことは必要だと思います。要は、自分たちで判断して、もし不安であれば、それは明らかに

した上で委託してほしいと思っています。

【米田】 柴先生のほうから、人員が不足している場合の対処として、AI化を推し進めたらどうかというような話もありまして、藤本課長のところでは、システムそのものを委託をするというような形にもなって、恐らくそういうシステム化、AI化の方向というのはこれから進んでいこうと思っていますが、この評価の部分について、AI化というのは具体的にはどういう形で進んでいくのでしょうか。それについて、こういう点は注意したほうがいいとかいう点がありましたら、柴先生、一言お願いできませんでしょうか。

【柴】 例えば家屋ですと、実地調査で建物の中を見て評価をすることが多いわけですが、AIの活用によって、建物のデータを見て評価をするということになれば、比準方式のような形がむしろ主流になっていくのではないかと考えています。それが今の評価の制度と整合性が保てるのか、というところは検討の余地があると思っています。

【米田】 ありがとうございます。武藤さんにお聞きしたいのですが、今、さまざまな点でいろんなシステム化が進んでいると思います。評価に当たっても、手で1個1個表に入れていくというよりは、直接数値をそこに代入して行って、それで評価をするというような。計算の仕方なんかは大体システムに入っているという形のものが増えていると思いますし、そのようなものを受託されている例も多いと思うのですが、その場合、そのシステムというのは、基本的にはどこの市町村も同じようなものを使われていくと思いますが、その辺の実態というのはどういう形になっているのでしょうか。

【武藤】 あまり具体的な実態を言ってしまうとちょっと支障があるかと思いますが、ちょっと濁しますが、基本的にはGISですとか課税電算システムを導入されて長いですがけれども、導入当初のころは、各地方団体、今まで自分たちがやってきた計算手法であったり、作業手法、流れですね、それをやるためにフルカスタマイズで導入されていたということで、経費的にも相当かかっていたかと思いますが、最近については、パッケージ版という形で導入して、逆に地方団体の仕事をパッケージの商品に合わせて

しまおうというのが一般的になってきているかとは思いますが、その意味で、大分業務自体の統一化といいますか、電算の都合に合わせて無理やりのところはあるかもしれませんが、ある程度一般的な形で統一されつつあるのかなというふうに考えています。その意味では、無理やりシステムに合わせてというところで、どちらが先がいいのかわかりませんが、広域化に向けた足場は整いつつあるのかなというふうな感じは受けています。AIですとか、いろんなものがありますが、これも今後どうなるのかわかりませんが、簡素化、合理化という意味では向いているのかもしれませんが、ここについては、AIって基本的にブラックボックスですので、その部分の説明責任なりというところを注意していかなければいけないのかなと考えています。

まとめ

【米田】 ありがとうございます。今、ブラックボックスという言葉がこのパネルで何回も出てまいりました。主に委託者の側から、ブラックボックスになってはいけないという、そういう戒めだったと思うのですが、我々も一納税者になるときもあります。納税者の立場から見ますと、評価というのは実は一種のブラックボックスになっており、ほとんどの方は納得をされるわけですが、一部の方にとっては、ブラックボックスそのものがなかなか理解ができないという形で不満を持たれる方も十分いると思います。市町村ごとに評価が違う、さらには、藤本課長からご報告ありましたが、評価者ごと、同じ市町村でも担当者ごとに評価が違うのではないかなというような疑念は常に起こっていることだと思わないといけないと思います。

こうしたことを踏まえると、現行の評価をいかにするか、これは委託をするかどうかにかかわらず、必ずどのような担当者でも同じ評価をやり、評価基準に則った適正なものになっていくことをいかに示していけるかが今後の評価に当たっては非常に重要な観点になっていくかと思っています。

特に委託をしてしまいますと、課税庁の側がこの評価について全くブラックボックスになってしまうということは、納税者に対しても説明

ができないということにもつながります。そういう意味では、いくら精通者が少なくなってきたということがあったとしても、今の評価の仕組みを前提とすれば、評価庁というのをつくれれば別ですが、やはり市町村がそのあたりを説明ができるだけのものにしていかないといけない。そういうような職員はやはり中に置いておく必要はあるのではないかと思います。

言い換えれば、外部評価に当たっての非常に重要な問題として、いかにブラックボックス化させないか、そのための職員をいかに育てていくかというのは、これはどのような方向に行ったとしてもこれから非常に重要な問題になるかと思えます。

そういう意味で、職員の育成、さらには、これは委託をする場合でも、委託されたものの品質の確保ということが非常に重要になってきますので、そのあたりを職員がきちんとチェックができるかどうか、さらには職員を超えて、組織、それが大きくまとまって広域的なシステムをつくるにしても、そのあたりのチェックの仕組みというのをこれからいかに考えていくのかというのが我々に課された課題ではないかと思えます。

そういうようなことで、特段ここで結論を出そうということではありませんが、最後に何か一言ずついただければ、本当に一言で結構です。

【谷口】 本日はいろいろ、受託者の方、あるいは市町村の方からご意見をいただけて非常に参考になりました。我々も委託のすべてを否定するつもりではありませんので、引き続き研究、

検討してまいりたいと思います。

【武藤】 本日はありがとうございます。私、業者の人間として、ここで偉そうなとか、きれいごとを言っていました。実際どろどろした世界にいますので、後で、あんなこと言っていたくせに、おまえ、そんなのかと言わないように、これだけお願いいたします。

【藤本】 最後、私も思うのですが、今後、長期で雇用できる人材を評価の補助員として雇用できれば、家屋の評価システムを導入する意味も出てくるのではないかと感じています。

【平野】 私も、外部委託ですか、実地調査についてはあまり頭がありませんでしたが、今日来て、いろいろ法整備とか、皆さんが本当に考えていただいているのだなということを感じまして、もう一度そのほうに、行く行くはそういうふうになっていくのではないかと思ひまして、そういった方向に転換していきたいと思ひました。

【柴】 地方にとって非常に悩ましいのが、やはり人口減少でして、これをどうやって解決していくのか、あるいは、これにどうやって対応していくのかというのが問題だと思っています。固定資産税の評価の仕組みというものも人口減少に対応した形で、作り直すべきところは作り直していく必要があると思っています。

【米田】 それでは、時間になりましたので、パネルディスカッションを終了させていただきます。長時間ご清聴どうもありがとうございます。



伊勢崎市の概要

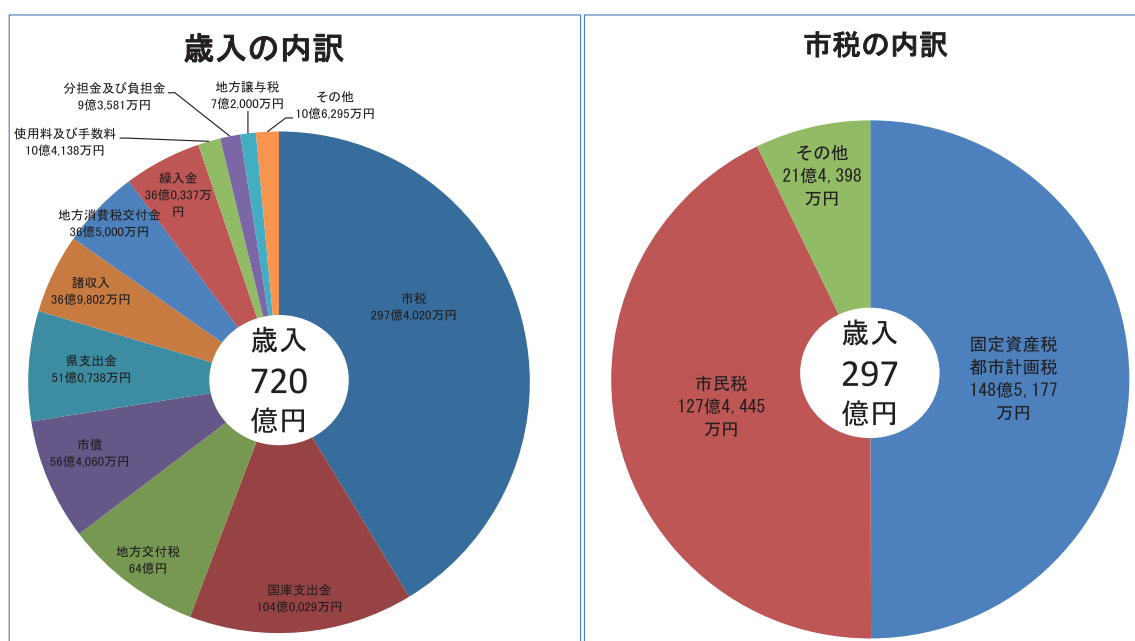
伊勢崎市は群馬県の南東部、関東平野の北西に位置し、前橋市、高崎市、桐生市、太田市といった群馬県の主要都市に囲まれ、その中央部に位置しています。



H29年度固定資産概要調書

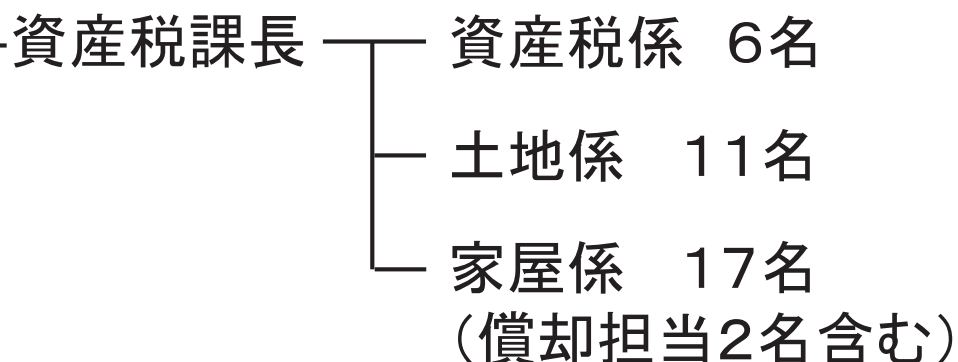
	納税義務者(人)	筆数(筆)	評価総地籍(m ²)	決定価格(千円)
土地	66,818	253,878	99,774,521	831,926,092
	納税義務者(人)	棟数(棟)	総床面積(m ²)	決定価格(千円)
家屋	68,083	121,312	15,969,252	447,821,563

平成29年度 歳入予算



資産税課の組織・人員体制(35名)

財政部



外部委託の現状

【土地評価】

- 1、固定資産管理システム保守委託①
- 2、国土調査図面修正委託①
- 3、地籍図修正委託①
- 4、地番図家屋図異動修正委託①
- 5、土地評価システム管理業務委託③
- 6、不動産鑑定委託③
- 7、航空写真撮影業務委託①

【家屋評価】

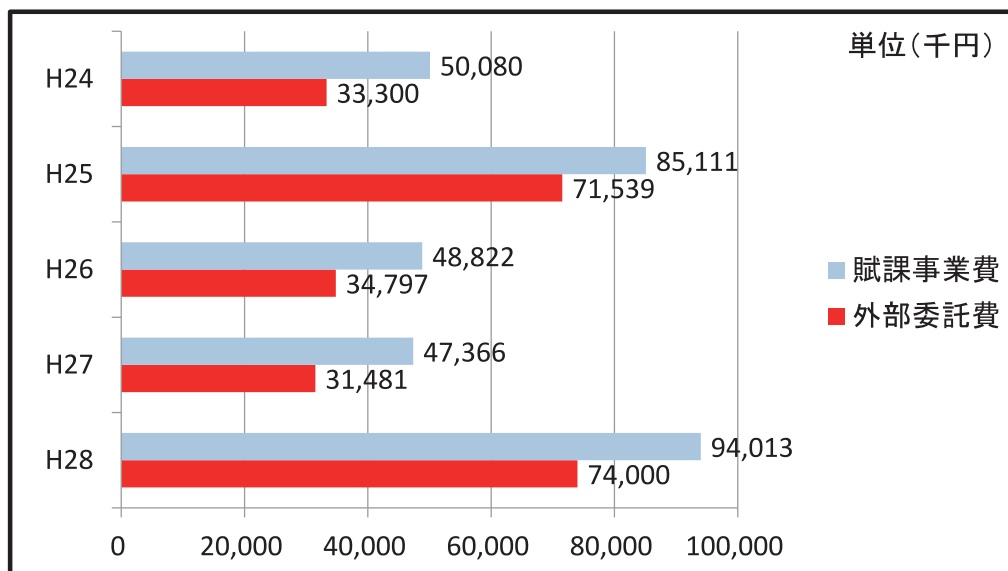
- 1、家屋評価システム委託①③④

【その他】

- 1、基幹情報システム運用管理委託①④⑤⑥⑦
- 2、地方電子化協議会負担金

外部委託料

固定資産税賦課事業費9,400万円のうち7,400万円を外部委託費として支出(平成28年度)



外部委託の課題

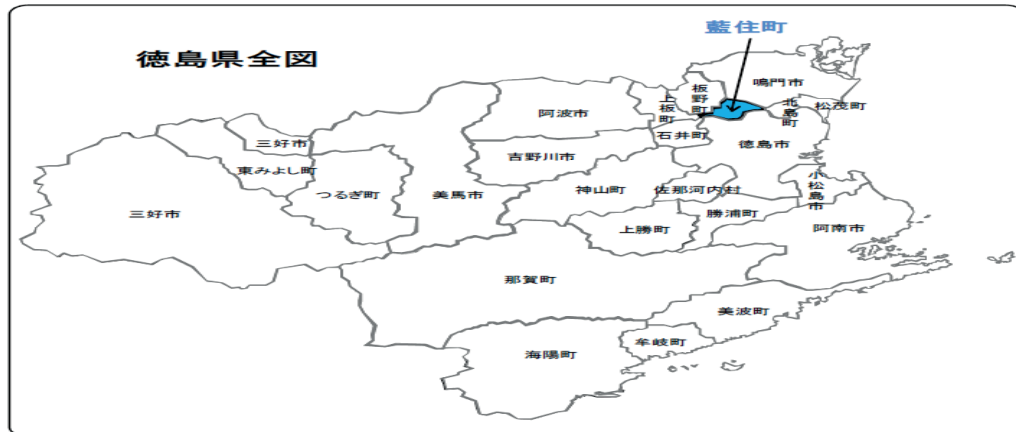
- ・委託費自体の増加
- ・委託契約の締結前後の事務の煩雑化
- ・事務精通者の減少に拍車をかける
- ・評価に係る審査申出に対する対応
- ・納税者に対する説明責任の遂行

徳島県藍住町の概要

- 藍住町は、徳島県の東部に位置し、県都徳島市に隣接する総面積16.27km²、人口3.5万人の小さな町です。北に阿讃山脈を望む、吉野川と旧吉野川に囲まれたデルタ地帯で、海拔約5mの平坦な土地が大半を占めています。かつては広い田園地帯が広がっていましたが、近年は宅地開発が進んでおり、主要地方道徳島環状線沿道を中心に、大規模商業施設も立地しています。平成10年に明石海峡大橋が開通し、平成13年に徳島自動車道藍住ICと高松自動車道板野ICを結ぶ県道徳島引田線バイパス(あいあいロード)が整備され、関西～高知の高速交通の要衝となっています。

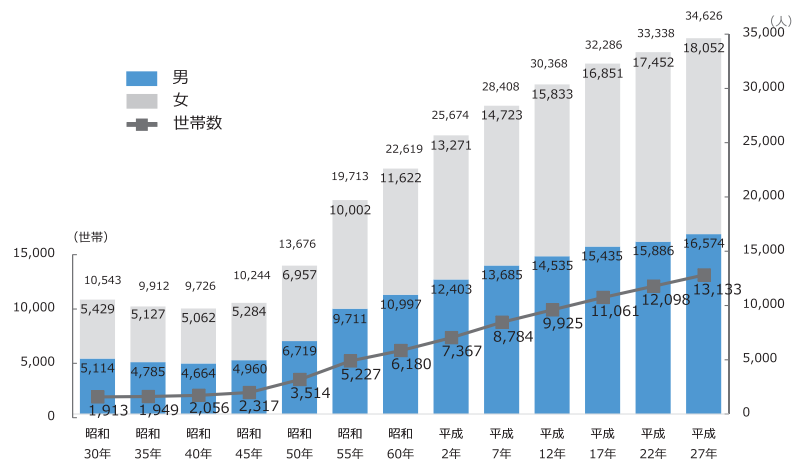
◆徳島県のここにありませ

徳島県の中央を流れる吉野川の下流の北岸に位置し、北緯34度70分、東経134度29分。南は県庁所在地である徳島市と、北は板野町、鳴門市と隣接し、板野郡のほぼ中央に位置しています。



人口と世帯数の推移(国勢調査)

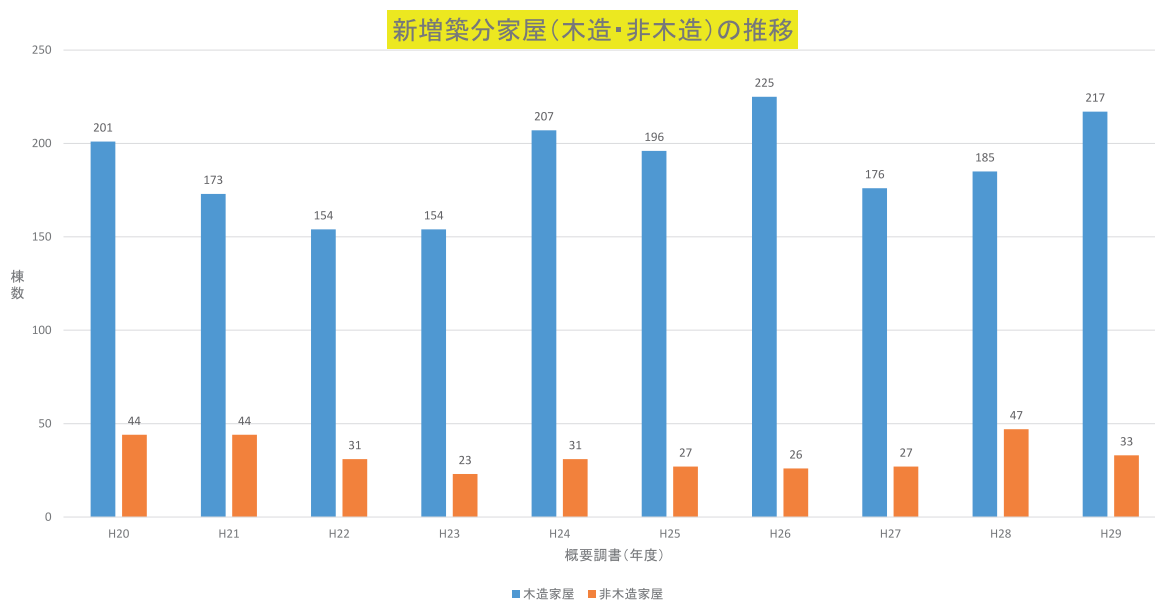
国勢調査時期	男	女	総人口	世帯数
昭和30年	5,114	5,429	10,543	1,913
昭和35年	4,785	5,127	9,912	1,949
昭和40年	4,664	5,062	9,726	2,056
昭和45年	4,960	5,284	10,244	2,317
昭和50年	6,719	6,957	13,676	3,514
昭和55年	9,711	10,002	19,713	5,227
昭和60年	10,997	11,622	22,619	6,180
平成2年	12,403	13,271	25,674	7,367
平成7年	13,685	14,723	28,408	8,784
平成12年	14,535	15,833	30,368	9,925
平成17年	15,435	16,851	32,286	11,061
平成22年	15,886	17,452	33,338	12,098
平成27年	16,574	18,052	34,626	13,133



＜外部委託(民間委託)の現状と課題＞

○現在、固定資産評価(土地及び家屋)を行うにあたって評価体制は十分か。
実情はどのようなものか。

税務課組織図(17名)							
課長							
町県民税担当(5人)		固定資産税担当(4人)		国民健康保険税担当(2人)		管理徴収担当(5人)	
普通徴収担当	3年目(通算4年)	土地担当	5年目(通算8年)	国保担当	2年目(通算1年)	管理徴収担当	3年目(通算2年)
特別徴収担当	1年目(通算10年)	家屋担当	1年目(通算2年)	国保担当	1年目(通算0年)	管理徴収担当	2年目(通算7年)
法人担当	1年目(通算3年)	家屋担当	2年目(通算1年)			管理徴収担当	1年目(通算4年)
補助 (軽自動車兼務)	1年目(通算0年)	担当債却資産	1年目(通算0年)			管理徴収担当	1年目(通算5年)
臨時	2年目(通算1年)					管理徴収担当	1年目(通算0年)



- 評価についてどの程度まで外部委託を行っているか。行っているとすればその理由は何か。

平成19年度に家屋評価システム導入業務委託。

【導入理由】

- ・担当者の異動により評価事務に精通している者が少なくなっている。
- ・特に新任は短い時間で業務を覚えなければならない。
- ・納税者からの課税根拠の問い合わせに苦慮している。
- ・近隣市町村との課税の公平性が保たれていない。
- ・調査担当者により、評価額に個人差が出ることがある。
- ・調査して帰庁後、図面の清書、評価計算などで時間がかかっている。
- ・タテヨコの計算に時間がかかり何度も検算を行っている。
- ・建物の専門的な知識が不足している。

【運用・導入効果】

《運用》

- ・評価データはすべてサーバーで管理。
- ・環境設定は、サーバーで一元管理し指定された担当者が設定。

《導入効果》

- ・図面作製、評価計算の時間が短縮できる。
- ・時間外時間の低減が実現する。
- ・図面が正確に作成できる。
- ・補正係数変更で、手作業での作業時間に比べ確実に時間短縮できる。
- ・最近では、半間長が特定されない家屋が多く、数値入力で面積が正確に算出される。
- ・「ホスト連動」機能で各種統計データベース(家屋別一覧表等)が自由にできる。
- ・エクセルでのデータベース(各種統計用一覧表)が要望通りでき、評価額の決裁が例年より早くできる。

- 外部委託している場合、具体的な委託の範囲はどのようになっているか。また、評価に関する審査申出に対する対応、納税者に対する説明責任の遂行等についてどのように対処しているか。また、どのように対処すべきか。

【委託の範囲】

- ・現状作業(評価基準・平面図・仕上げ表の作成)の改善。
- ・図面作成の簡易化。
- ・家屋評価計算書の電子化。
- ・過年度～新年度のすべての建物にトータル管理。
- ・分かりやすい評価根拠。

【審査申出に対する対応】

- ・納税者からの申出で訂正されない場合には、不服審査のために設けられた固定資産評価審査委員会(地方税法423条)により、価格に関する不服を審査することになります。

税務課の固定資産税担当職員が責任をもって弁明を行っていますが、それでも固定資産の価格について、不服のある納税者が、書面にて、固定資産評価審査委員会に、審査申出を行い、固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定することになります。

【納税者に対する説明責任の遂行】

- ・評価及び価格の決定については、税務課の固定資産税担当職員が責任を負うべきものであり、納税者その他の利害関係者に対しては、その求めに応じて、より詳細な説明を行う必要があります。

○ 外部委託の契約に際して、重要な点として質の保持、秘密の保持等が考えられるが、それはどのように担保しているのか。

- ・委託契約書の中で「秘密の保持」の条項を設け、受託者「乙」は、業務の遂行にあたって知り得た業務の内容を漏らし、又は解除された後においても同様とする。と担保しています。

朝日航洋が受託している業務(例)

【土地】

- ・宅地評価(評価基礎資料作成～路線価付設計算)
- ・土地利用現況調査(地目認定用現況確認資料作成)
- ・画地条件調査(間口・奥行・陰地割合算出)
- ・田畑山林評価
- ・地番現況図作成
- ・評価事務要領作成

【家屋】

- ・家屋比準評価(データ分析～比準格差率設定)
- ・家屋現況図作成
- ・家屋特定調査(航空写真等机上調査～現地確認調査)
- ・家屋異動調査(航空写真2時点対比)

【償却資産】

- ・税務資料照合
- ・申告漏れ事業者捕捉調査支援

【評価支援システム】

- ・土地評価(GIS)システム
- ・家屋評価システム
- ・現地調査タブレットシステム

被災自治体の現状

被災自治体における新築家屋棟数(例)

震災前(平成22年) 新築棟数	直近年(平成28年) 新築棟数(増加率)	最大新築棟数 (建築年-増加率)
50	200(400%)	200(H28-400%)
150	300(200%)	400(H26-266%)
150	500(333%)	600(H27-400%)
200	350(175%)	500(H26-250%)
500	700(140%)	1,000(H25-200%)
600	1,500(250%)	2,000(H26-333%)

被災自治体の現状

被災自治体における家屋担当職員数(例)

震災前(平成22年度) 職員数	今年度職員数 (内支援職員数)
2	2(0)
2	3(2)
2	4(3)
3	4(1)
4	5(1)
13	16(8)

被災自治体の現状

被災自治体における主なご相談(例)

主なご相談内容	弊社対応
滅失家屋調査(津波エリアを職権により一括滅失処理⇒実際の状況確認をお願いしたい)	受託
新築家屋評価(職員の手が足りないので、新築家屋の評価をお願いしたい)	未受託・・・調査表の入力(家屋評価システム)のみ受託
家屋異動調査(未登記新築捕捉調査(航空写真))	受託
家屋異動調査(未登記新築捕捉調査(現地調査))	条件付き受託(公道から目視調査のみ)
被災家屋修繕状況調査(半壊等判定による損耗減点補正解消調査)	調査結果取りまとめ等机上作業受託

「固定資産評価における民間委託及び民間有識者等の活用について」

(平成19年3月30日総税固第33号各道府県総務部長・都総務・主税部長あて固定資産税課長通知)より抜粋

1 固定資産評価における民間委託について

固定資産の実地調査及びそれに基づく評価は公権力の行使である固定資産税の賦課処分と一体をなす事務である。これらは審査申出の対象となるなど課税庁としての説明責任が生ずるものであるほか、実地調査については罰則によって担保された質問検査権に裏打ちされて実施するものであることから民間委託になじまないものと考えられる。

ただし、これらに関する補助的な事務については民間に委託することは可能である。

なお、民間委託が可能な事務の例として、次のようなものが考えられるので参考としていただきたい。

- ・航空写真の撮影等外観から判別できる現況把握
- ・評価額の算定に係る電算事務
- ・評価額計算ソフトの作成
- ・標準宅地の鑑定
- ・街路の状況や公共施設等の接近状況などのデータ収集
- ・路線価等の比準表に係る資料の作成
- ・評価図面の作成
- ・家屋の資材を判別するための資料の作成
- ・家屋の比準評価システムに係る資料の作成

委託可能範囲について

【プライバシーの侵害？】

路線の幅員等現地調査

- ・公道の幅員等調査・・・OK? 写真撮影・・・OK?
- ・私道の幅員等調査・・・NG? 写真撮影・・・NG?



【プライバシーの侵害？】

標準地の現地調査

- ・写真撮影・・・NG?



委託可能範囲について

【質問検査権】

地方税法353条第1項

市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号、第三百九十六条第一項、第三百九十六条の二第一項第六号並びに第三百九十七条第一項第一号及び第二号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

委託可能範囲について

【質問検査権に抵触？】

「〇〇市資産税課の委託で家屋の調査に来ました。庭に立ち入って外観調査をさせていただきますのでよろしいですか？」

「この建物はいつ建てましたか？強制ではありませんが、よろしければお教えいただけますか？」

「いくつか質問してもよろしいですか？強制ではありませんが、もしお答えいただけない場合は後日市職員が改めてお邪魔させていただきます」

どこまでなら「任意」調査として実施してよいものなのか苦慮しているのが現状

I . 地方税務行政の課題

- 地方分権の進展
地方税務行政—税務執行における分権と集権
- 賦課課税制度
課税情報の収集—申告納税制度に比べ地方公共団体の負担が大きい
- 共同化
地方公共団体の規模と地方行政事務の効率化

Ⅱ. 行政改革と外部委託

行政改革と外部委託

(1) 行政コスト削減の必要性⇒外部委託

何の作業を外部委託するのか？

費用対効果に対する疑問

(2) 人手不足⇒ICTの活用

外部委託と併用は不可欠

委託費に対する透明性の確保

固定資産家屋評価業務の民間委託の流れ

平成16年

行政の無駄を省き、「簡素で効率的な政府」を実現するため。

内閣に行政効率化関係省庁連絡会議を設置。

府省毎に行政効率化推進計画を作成。

総務省固定資産税課長通知(平成19年3月30日付)

固定資産家屋評価業務に関し、補助的事務について

民間委託が可能。

- ・ 評価額の算定に係る電算事務
- ・ 評価図面の作成
- ・ 家屋の資材を判別するための資料の作成
- ・ 家屋の比準評価システムに係る資料の作成

Ⅲ. 外部委託の限界？

外部委託とは？

「地方公共団体の事務事業を
当該地方公共団体が直接処理せず、
当該地方公共団体の当該事務事業に関する行政責任
を遂行する上で必要な監督権限等を留保した上で、
民間企業等の他の諸団体や個人に委託すること」

委託の相手

- ・民間企業・個人＝民間委託
- ・他の地方公共団体
- ・第三セクター

小島重喜「外部委託—議論の推移と現況」ジュリスト814号34頁(1984)

外部委託の課題

固定資産評価事務において、家屋・償却資産における民間委託は限定的。

- ・事実認定=評価という行為に裁量・判断が含まれる
- ・所有者・占有者への質問検査権
- ・納税者側の調査拒否の可能性
- ・公権力の行使との関係で調整が難しい

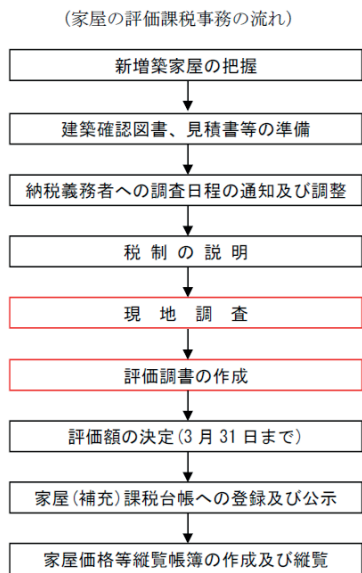
前田高志「固定資産税における評価事務の民間委託について」経済学論
究62巻4号37頁(2009)

上記に加え、次のような課題も

- 「ノウハウの流出防止」ノウハウを組織の中での承継
- 「個人情報の保護」個人情報の流出防止、守秘義務
- 「説明責任・透明性」委託費～審査請求・監査請求

部分別評価方法の補助的業務

新增築家屋評価業務の流れ



(当社の支援業務)

家屋の内部に立入る場合、占有者等の同意と職員の同行を必要とします

- 外業
- ① 間取の調査・計測
 - ② 使用資材・使用量・設備の調査
 - ③ 写真撮影

- 内業
- ① 家屋平面図の作成
 - ② 家屋調査表の作成
 - ③ 家屋評価計算書の作成

「部分別評価方法」

- ・外業
 - ・内業
- 補助的業務につき民間委託が可能
- ・使用資材・使用量・設備を拾い出し「家屋調査表」の作成
 - ・固定資産評価基準に基づく「家屋評価計算書」の作成など

<http://www.soukan.co.jp/01PDF/3-2-1PDF.pdf>

新增築・滅失家屋の補足

平成21年度、22年度及び23年度(平成24年1月1日まで)における土地・家屋に係る固定資産税及び都市計画税について、各市町村が課税誤り等により税額を増額又は減額修正した件数「固定資産税及び都市計画税に係る税額修正の状況調査結果」

家屋については、評価額の修正が29.7%、家屋滅失の未反映が23.6%、新增築家屋の未反映が20.6%

税額修正の要因

	土地	家屋
①課税・非課税認定の修正	7.5%	1.4%
②新增築家屋の未反映	—	20.6%
③家屋滅失の未反映	—	23.6%
④現況地目の修正	15.8%	—
⑤課税地積・床面積の修正	3.1%	2.9%
⑥評価額の修正	29.9%	29.7%
⑦負担調整措置・特例措置の適用の修正	22.9%	1.9%
⑧納税義務者の修正	15.2%	13.4%
⑨その他	5.6%	6.4%

民間委託

浜松市
都市計画区域外で建築確認申請のない北区と天竜区の一部では、現況調査の外部委託等により、新增築、滅失家屋の補足

http://www.soumu.go.jp/main_content/000173655.pdf

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kansa/kansa/gaibu/gaibu270917.html>

**地方税における資産課税のあり方等に関する調査研究
—資産評価の共同化、今後の固定資産税のあり方等について—
(平成18年3月 (財)資産評価システム研究センター) (要旨)**

(7 評価事務の民間委託について)

- 資産評価事務の民間委託は、評価に係る下記の補助的業務は従来から可能。
 <航空写真の撮影等外観から判別できる現況把握>、<評価額の算定に係る電算事務>、<評価額計算ソフトの作成>、<標準宅地の鑑定評価>、<路線価等の比準表の作成>、<家屋の資材を判別するための参考資料の作成>
- これに対し、固定資産の実地調査及びそれに基づく評価そのものは、公権力の行使である固定資産税の賦課処分と一体をなす事務。これらは審査申出の対象となるなど課税庁としての説明責任が生じるほか、実地調査については罰則により担保された質問検査権に裏打ちされたものであり、また納税者の意に反する場合も含めて住宅内部に立ち入って行われる場合もあり、納税者意識等を勘案すると、民間委託にはなじみ難い。
- 民間委託の推進にあたっては、評価手法の簡素合理化等の諸課題を踏まえつつ①適正で均衡のとれた評価の確保、②「公権力の行使」の性格を有する行政事務に民間活用がなじむか、③適切な説明責任の遂行、④個人情報保護及び納税者意識等の観点から、地方税の徴収に関する民間への業務委託推進に係る考え方の整理に沿って、引き続き十分な検討が必要。

**固定資産税制度に関する調査研究
～資産評価のアウトソーシング（民間委託、共同化）を活用した
今後の資産評価事務のあり方について～
(平成19年3月 (財)資産評価システム研究センター) (要旨)**

- 1 民間委託の必要性
 固定資産評価事務の効率化、評価に必要な専門性の確保等の観点から、希望する市町村が民間に委託することができる方向で検討を進めるべきである。
- 2 民間委託できる範囲
 公権力の行使の観点から、価格の決定は従来どおり市町村長が行う、固定資産の評価も固定資産評価員（又は市町村長）が行うべきである。しかし、評価のための資料の作成及び補助的業務は、裁量・判断の余地がある業務であるが、固定資産評価の準備行為として、一定の条件の下で民間に委託することが可能である。
- 3 法的環境整備の必要性
 民間委託が可能であるといっても、課税につながる業務であり、現行法の下でなし崩し的に委託の範囲が拡大するのは好ましくない。法律上の明示の根拠を設けるべきである。
 また、不公正な扱いの禁止、利益相反や情報の流用防止など、業務の適正さを担保する措置が必要である。特定の受託者に偏ることのない競争的な参入環境の整備、能力・資格要件、評価のバランス、事後チェックの方法などについて考慮する必要がある。
- 4 今後の検討の方向
 民間委託に関する具体的制度設計について、法制面及び実務面の残された論点の検討を早急に進めるべきである。

**固定資産評価事務の民間委託に関する調査研究
一評価事務の民間委託における主要論点一
(平成20年3月 (財) 資産評価システム研究センター) (要旨)**

(4 まとめ)

- ・ 民間委託の現状は、土地については評価の事務内容の大半で既に民間委託が行われていること、他方、家屋・償却資産における民間委託は限定的にしか行われていないことが実情として明らかになった。
このような現状を踏まえて、評価事務の民間委託について想定される主要論点について議論を行い
 - (1) 民間委託に対する地方団体側のニーズについては、主に民間の専門家をうまく活用するところにあること
 - (2) 実地調査や立入調査の事務を実務上他の業務と切り分けて、アウトソースするとすれば、納税者等の権利保護を図る観点からは、実地調査や立入調査に関して公務員に準じた規制や公務員指揮監督に係る制度整備が必要であること
 - (3) 実地調査や立入調査に関しては、資産の占有者等の同意についても対処が必要なこと
 - (4) 課税庁の判断を事実上拘束するような事務については、補助的業務の範囲を超えるので、そうした事務まで民間委託しようとするのは困難と考えられること
 - (5) 評価の性格上、民間が行う業務の適正さを確保するためには、資格の創設や講習の実施、包括的な法的担保等の必要性が高いと考えられること
- などについて、おおよそ意見の集約をみたように思う。
- ・ 地方団体の事情は様々で、現行法令の下での取組みが進められているが、①最終的な責任の所在を契約で明確にすべきこと、②民間が行った事務を地方団体が十分にチェックできること、③地方団体が最終的な説明義務を果たすこと、が必要となっており、資産評価の公平性の確保、専門性の向上、事務の効率的な実施のためには、受託者に対する適正な規律をどのように設けるのかについても、地方団体が主体的に関与していく必要があるだろう。今後、具体的なニーズ、個々の事例を踏まえて、対策を具体化していくことが望まれる。

**規制改革・民間開放推進会議（内閣府）に対する全国規制改革及び
民間開放要望（平成18年 (社) 日本経済団体連合会)**

○要望事項

固定資産税の課税における土地、家屋、償却資産の調査、評価業務の民間開放

○具体的要望内容

固定資産税の調査業務並びに評価業務について包括的な民間委託を可能とするとともに、固定資産評価員並びに固定資産評価補助員の選任にあたり、積極的に民間人を登用すべきである。

固定資産評価における民間委託及び民間有識者等の活用について（1／3）

総 税 固 第 3 3 号
平成19年3月30日

各道府県総務部長 殿
東京都総務・主税局長 殿

総務省自治税務局固定資産税課長

固定資産評価における民間委託及び民間有識者等の活用について

行政改革の要請、納税者意識の高まり等の固定資産税を取り巻く環境の変化に伴い、固定資産評価における公正性の確保、専門性の向上、固定資産評価事務の効率的な実施が一層求められているところです。

また、「全国規模での規制改革・民間開放要望」等において、固定資産評価における民間委託や固定資産評価員等への民間有識者の活用について要望があったところです。

こうしたことを踏まえ、固定資産評価における民間委託や固定資産評価員等への民間有識者等の活用において留意していただく事項について、以下のとおり取りまとめましたので通知します。

今後、この通知内容を踏まえ、民間委託及び民間有識者等の活用について検討いただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨ご連絡願います。

固定資産評価における民間委託及び民間有識者等の活用について（2／3）

記

1 固定資産評価における民間委託について

固定資産の実地調査及びそれに基づく評価は公権力の行使である固定資産税の賦課処分と一体をなす事務である。これらは審査申出の対象となるなど課税庁としての説明責任が生ずるものであるほか、実地調査については罰則によって担保された質問検査権に裏打ちされて実施するものであることから民間委託になじまないものと考えられる。

ただし、これらに関連する補助的な事務については民間に委託することは可能である。

なお、民間委託が可能な事務の例として、次のようなものが考えられるので参考としていただきたい。

- ・ 航空写真の撮影等外観から判別できる現況把握
- ・ 評価額の算定に係る電算事務
- ・ 評価額計算ソフトの作成
- ・ 標準宅地の鑑定
- ・ 街路の状況や公共施設等の接近状況などのデータ収集
- ・ 路線価等の比準表に係る資料の作成
- ・ 評価図面の作成
- ・ 家屋の資材を判別するための資料の作成
- ・ 家屋の比準評価システムに係る資料の作成

固定資産評価における民間委託及び民間有識者等の活用について（3 / 3）

2 固定資産評価員及び固定資産評価補助員への民間有識者等の活用について

（1）固定資産評価員

固定資産評価員は議会の同意を得て選任される特別職の地方公務員であり、地方公務員法の営利企業等の従事制限（同法第38条）の規定は適用されない（ただし、地方税法の固定資産評価員の兼職禁止等（地方税法第406条）の規定は適用される）。

固定資産評価員の職は、一般的には常勤の職としての職務の分量が存在すると考えられるが、場合によっては職務の分量が少なく、非常勤の職となることもあり得るものである。

（2）固定資産評価補助員

固定資産評価補助員は一般職の地方公務員であり、「再任用職員」「再任用短時間勤務職員」「任期付職員」「任期付短時間勤務職員」等様々な勤務形態に応じた任用が可能となっている。

また、一般職の地方公務員に対しては、地方公務員法の営利企業等の従事制限の規定が適用されるが、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員として任用されている者に係る営利企業等の従事の許可については、公務に支障を来したり、公務の信用を失墜させたりするなどのおそれがないよう十分留意しつつ、勤務形態等を勘案して必要に応じ弾力的な運用を行うことも可能であるとされているところである。

固定資産評価員及び固定資産評価補助員については、これらの制度により、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する民間有識者等を活用することができるものである。

以上

民間委託に関する通知

H17通知

地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について（総税企第80号、平成17年4月1日）

1. 地方税の徴収に関する民間への業務委託の推進

地方税の徴収については、各地方団体の個人情報保護政策との整合性に留意しつつ、民間事業者のノウハウを活用できる業務について、民間への業務委託等を一層推進するよう、検討を依頼。

- ・民間事業者への業務委託を行う際には、当該業務の内容に応じ、民間委託した業務を徴税吏員の管理下で行わせること（中略）などにより、情報の厳正な取扱いが確保されるよう、十分に留意していただきたい。
- ・地方税法の規定により、徴税吏員に実施主体が限定されていることから、そのような公権力の行使を包括的に民間事業者に委託することはできないものである。ただし、この規定は、当該公権力の行使に関連する補助的な業務を民間委託することまでを禁じている訳ではない。

- (1) 公権力の行使に当たらない業務についての民間委託の例
 - ・滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務
 - ・コンビニエンスストアによる収納業務
- (2) 徴税吏員が行う公権力の行使（公売・差押え・督促・立入調査など）に関連する補助的な業務についての民間委託の例
 - ・インターネットオークションによる入札関係業務
 - ・不動産公売情報の配布・広報宣伝業務
 - ・公売対象となる美術品等の見積額算出のための鑑定業務
 - ・差押動産（自動車、美術品、ワイン等）の専門業者による移送・保管業務
 - ・納税通知書・督促状等の印刷・作成・封入等の業務
 - ・調査で収集した軽油の性状分析業務

H19通知

地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について（総税企第55号、平成19年3月27日）

1. 徴収に関する業務にノウハウを有する民間事業者の活用

地方団体における近年の先進的な取組・検討事例を踏まえ、代表的な事例について、その実施上留意すべき事項を含めて整理。

- ・徴税吏員に実施主体が限定されていない業務について、非常勤職員や民間事業者の活用を含め、できる限り徴税吏員以外の者に委ねることは、公権力の行使に係る業務に徴税吏員をより効果的かつ集中的に従事させる観点から、有用と考えられる。

- (1) 滞納者に対する納税の懲罰行為
 - ア 催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務
 - イ 電話による自主的納付の呼びかけ業務
 - ウ 臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ業務
- (2) 収納方法の多様化 (3) 差押・公売関連業務

税務業務の主な民間委託の事例

【都道府県】

・ 電話による自主的納付の呼びかけ業務	14
・ 納税通知書の作成業務（税額等を印字する業務を含む）	46
・ 納税通知書の封入・発送業務	45
・ 催告・督促状の作成業務（滞納税額等を印字する業務を含む）	46
・ 催告・督促状の封入・発送業務	45
・ 電算処理システムの開発・維持管理業務	46
・ インターネットオークションによる入札関係業務	37
・ 公売対象となる動産・不動産の鑑定業務	27
・ 納税証明書の発行関連業務	4

【市区町村】

・ 電話による自主的納付の呼びかけ業務	172
・ 臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ業務	20
・ 納税通知書の作成業務（税額等を印字する業務を含む）	1,196
・ 納税通知書の封入・発送業務	755
・ 催告・督促状の作成業務（滞納税額等を印字する業務を含む）	591
・ 催告・督促状の封入・発送業務	225
・ 電算処理システムの開発・維持管理業務	1,492
・ インターネットオークションによる入札関係業務	565
・ 固定資産の評価に関する補助業務	1,561
・ 公売対象となる動産・不動産の鑑定業務	569
・ 納税証明書の発行関連業務	72

※1 数字は実施団体数

※2 地方税の収納・徴収対策に係る調査結果（平成28年7月現在）

窓口業務の民間委託について

○ 「地方自治体の窓口・定型的業務の在り方に関する提言」(抄)

平成29年5月23日
自由民主党政務調査会

1 窓口・定型的業務の標準委託仕様書策定作業の加速

- ・ 自治体における窓口業務の民間委託を実施するにあたっては、一見単純に見える窓口業務においても専門的に公務員が判断すべき業務が含まれている場合があるなど、民間委託できる業務/できない業務を自治体ごとに試行錯誤しながら整理している現状にある。PTで実施した自治体ヒアリングにおいても、「民間委託可能な業務の全体像の把握が難しい」旨の意見があったところである。
- ・ したがって、**窓口業務の民間委託を実施する際の注意点や委託可能な業務範囲等を整理し、各自治体に示すことが必要**である。

(略)

2 民間委託に係る情報漏えいの防止措置の検討

- ・ 自治体を取り扱う個人情報、民間事業者が一般的に取り扱う住所、氏名、生年月日以上に慎重な取扱いを要する情報が数多く存在しており、PTIにおいて自治体ヒアリングを行った際も、民間委託を実施する際の課題として「**個人情報の取扱い**」が挙げられ、それぞれの自治体で電子機器の持ち込み禁止等の措置を実施して対応しているとのことである。
- ・ 加えて、昨今、自治体・民間企業を問わず情報漏えい事件が相次ぎ、社会的な耳目を集めていることから、訴訟リスクも含め、自治体による個人情報の取扱いは非常に慎重になってきている。
- ・ したがって、**窓口業務の民間委託を推進していくに当たっては、自治体に対して情報漏えいの防止措置を提示し、このような懸念を払拭する必要がある。**

(略)

「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成29年6月9日閣議決定) (抄)

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進

3. 主要分野ごとの改革の取組

(3) 地方行財政等

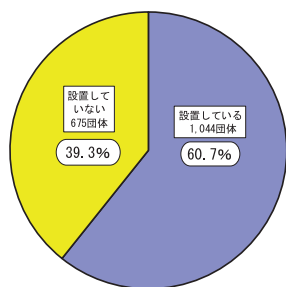
④ 広域化・共同化や業務改革等の推進

(略)

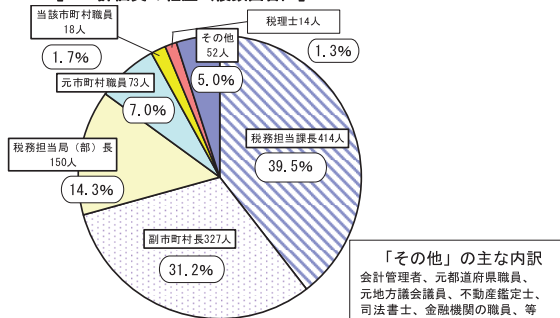
業務改革モデルプロジェクトの実施、標準委託仕様書等の取組の拡充、歳出削減効果測定の簡便なツール策定等を通じ、**窓口業務の民間委託の全国展開を進める。**

固定資産評価員制度に関する調査結果① (平成28年10月1日現在)

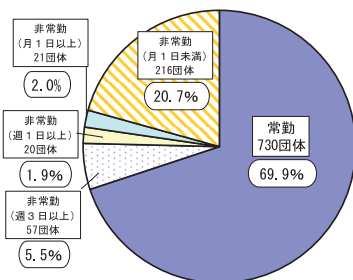
【1. 評価員の設置状況】



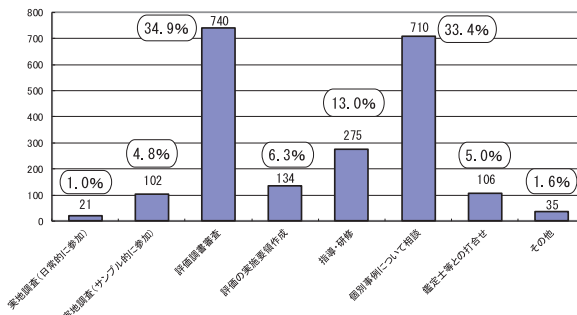
【2. 評価員の経歴(複数回答)】



【3. 評価員(元市町村職員、その他)の勤務形態】

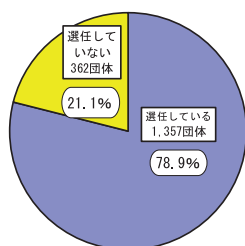


【4. 評価員の業務の内容(複数回答)】

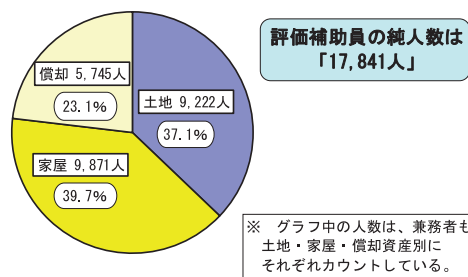


固定資産評価員制度に関する調査結果②（平成28年10月1日現在）

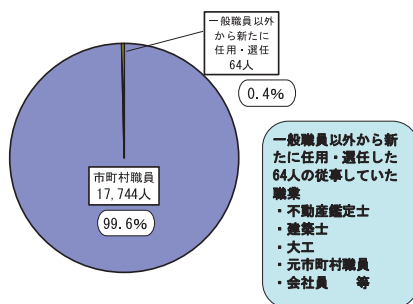
【5. 評価補助員の選任状況】



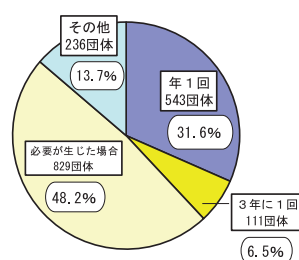
【6. 評価補助員の土地・家屋・償却資産別的人数】



【7. 評価補助員の身分について】



【8. 実地調査の状況】



地方税法（抄）（1／3）

（徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権）

- 第三百五十三条 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号、第三百九十六条第一項、第三百九十六条の二第一項第六号並びに第三百九十七条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。
- 一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
 - 二 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴収に直接関係があると認められる者
 - 2 前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項及び第三百九十六条第二項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項及び第三百九十六条第二項において同じ。）及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、前項第二号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。
 - 3 第一項の場合においては、当該徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
 - 4 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
 - 5 固定資産税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第三百七十三条第七項の定めるところによる。
 - 6 第一項又は第四項の規定による市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（固定資産税に係る検査拒否等に関する罪）

- 第三百五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - 二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに 응 ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者
 - 三 前条の規定による徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者
 - 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

地方税法（抄）（2 / 3）

（固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員の任務）

第四百三条 市町村長は、第三百八十九条又は第七百四十三条の規定によつて道府県知事又は総務大臣が固定資産を評価する場合を除く外、第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて、固定資産の価格を決定しなければならない。

2 固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、総務大臣及び道府県知事の助言によつて、且つ、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によつて、公正な評価をするように努めなければならない。

（固定資産評価員の設置）

第四百四条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

3 二以上の市町村の長は、当該市町村の議会の同意を得て、その協議によつて協同して同一の者を当該各市町村の固定資産評価員に選任することができる。この場合の選任については、前項の規定による議会の同意を要しないものとする。

4 市町村は、固定資産税を課される固定資産が少い場合においては、第一項の規定にかかわらず、固定資産評価員を設置しないで、この法律の規定による固定資産評価員の職務を市町村長に行わせることができる。

（固定資産評価補助員）

第四百五条 市町村長は、必要があると認める場合においては、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、固定資産評価補助員を選任して、これに固定資産評価員の職務を補助させることができる。

（固定資産の実地調査）

第四百八条 市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少くとも一回実地に調査させなければならない。

地方税法（抄）（3 / 3）

（秘密漏えいに関する罪）

第二十二条 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

<参考：地方公務員法（抄）>

（秘密を守る義務）

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

（罰則）

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第三十四条第一項又は第二項の規定（第九条の第二十二項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者

三～八 略

＜更なる外部委託(民間委託)の必要性＞

- 将来的に評価に係る職員数が十分確保できないとした場合、評価の外部委託の拡充若しくは外部委託以外の方法としてどのようなことが考えられるか。また、この場合納税者に対する説明責任についてどのように考えていくべきか。

【評価の外部委託】

- ・民間委託を実施することによって、税務課の固定資産税職員の削減や業務量に応じた人員配置を実現し、評価事務の効率性向上が期待できます。また、民間委託を実施することで、民間の専門的な能力や民間の知識を活用することが期待できます。

【外部委託以外の方法】

- ・外部委託以外の方法としては、評価の共同化(県単位、複数市町村単位等)が考えられます。徴収事務では徳島滞納整理機構のように一部事務組合等を設置し、共同化により市町村税の滞納案件に係る一定の徴収事務を行っています。

【納税者に対する説明責任】

- ・評価調査の結果については、個人情報保護との関係があるので、公表は統計処理されたデータに限られますが、納税者その他の利害関係者に対しては、その求めに応じて、より詳細な説明を行う必要があります。

- 中・長期的視点から、今後とも適正な評価を確保していくには、どのような方が考えられるか。

・今後、地方公共団体、民間企業の双方より、固定資産評価事務の民間業者への委託について、要望が増える可能性があると思われます。そこで、評価事務の民間委託について、適正で均衡のとれた評価が確保でき、説明責任の適切な遂行の点で支障とならないよう、また、納税者への点で問題がないか等が、これからの検討課題となると思います。

更なる外部委託の必要性

評価補助員については、再任用職員の登用を考えていくことになると思う。

また、現時点で、実地調査を伴う調査員の民間委託は議論にあがっていない。

外部委託の拡充と説明責任について

【評価補助員の民間授与】

- ・今後は自治体職員による家屋評価は困難になる？
⇒家屋評価自体の民間委託 or 家屋評価専門機関(第三セクター)の設立
- ・しかし、安易な民間委託は成果品の質の担保に不安がある。
⇒入札参加業者が一定の質を保っていることを担保する仕組みが必要

技術者と受託事業者の双方を身分保障する制度が必要

⇒「固定資産評価士」資格制度と「固定資産評価事業者」登録制度を！

外部委託の拡充と説明責任について

【自治体職員の説明責任】

- ・評価業務を外部委託してしまって説明責任を果たせるのか？
評価補助員(任期付短時間勤務職員)が説明責任を負うが・・・

⇒ブラックボックス(わが社の企業秘密なので評価手法を明示することはできません・・・)の排除と明確な説明資料の納品(業者に左右されない統一した成果品仕様)が必要

【業者からのお願い】

- ・「堂々と安心して民間委託できる環境」を整えてください！
- ・技術者スキルを証明できる資格制度を創設してください！

まとめ(新たな仕組みの提案)

課税庁と評価庁を分離し、民間業者を活用した広域評価で評価の均衡化・効率化を！

- 市町村は課税庁とし、評価専門組織を広域で立ち上げ評価庁として独立させる
- 評価庁は広域評価の推進と評価業務の実施を主たる業務とする
- 評価庁は評価に対する責任を負うこととし、異議申請や裁判における評価部分の説明責任を負う
- 評価庁から民間委託する場合は、「固定資産評価士」資格保有者及び「固定資産評価事業者」を入札参加資格とする
- 「固定資産評価士」は「評価補助員」に準じた業務を可能とし、例えば民地への立入調査や一定の質問検査権を授与する
- 検定機関による成果検定を義務付ける

IV. 課税事務の共同化と外部委託

事務の共同処理

(A)地方自治法に基づくもの

- ・ 法人格有り
「一部事務組合」「広域連合」
- ・ 法人格なし
「事務の委託」「機関等の共同設置」「協議会」

(B)地方自治法に基づかないもの

職員の相互併任や協定によって事務の共同化
民事上の契約行為等、団体間の任意の協力

広域連携の仕組みと運用について

共同処理制度	制度の概要	運用状況(H26.7.1現在)
法人の設立を要しない簡便な仕組み	連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。 ※地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により創設。
	協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。 ○設置件数:210件 ○主な事務:消防38件(18.1%)、広域行政計画等29件(13.8%)、視覚覚教育22件(10.5%)
	機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。 ○設置件数:416件 ○主な事務:介護区分認定審査129件(31.0%)、公平委員会115件(27.6%)、障害区分認定審査106件(25.2%)
	事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。 ○委託件数:5,979件 ○主な事務:住民票の写し等の交付1,341件(22.4%)、公平委員会1,143件(19.1%)、顕彰856件(14.3%)
	事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。 ※地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により創設。
別法人の設立を要する仕組み	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。 ○設置件数:1,515件 ○主な事務:ごみ処理399件(26.3%)、し尿処理349件(23.0%)、消防276件(18.2%)、救急275件(18.2%)
	広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。 ○設置件数:115件 ○主な事務:後期高齢者医療51件(44.4%)、介護区分認定審査45件(39.1%)、障害区分認定審査30件(26.1%)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000352886.pdf

連携協約制度の創設 地方自治法の一部改正

地方制度調査会の答申(平成25年6月25日)を踏まえ、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める連携協約制度の創設

・「連携協約」制度の創設

普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できる(252条の2関係)

・連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができる(251条の3の2、252条の2第7項関係)

事務の代替執行制度の創設

- ・普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること（事務の代替執行）ができる（252条の16の2～252条の16の4関係）

連携中枢都市圏における 固定資産税評価事務の効率化の可能性

連携中枢都市圏

- ・固定資産評価審査委員会の共同設置？
- ・電算システムの共同利用？
- ・航空写真や評価事務の共同実施？

しずおか中部連携中枢都市圏



静岡県中部地域の5市2町（静岡市、島田市、藤枝市、焼津市、牧之原市、吉田町、川根本町）

広域圏における連携協約と事務の代替執行による
固定資産税評価事務の効率化

複数の地方公共団体が、広域圏における事務の
効率化等の観点から連携協約を締結し、その枠
組みの1つとして事務の代替執行

例) A町の固定資産税評価事務をB市が代替執行

広域圏における連携協約と事務の代替執行による
固定資産税評価事務の効率化の課題

- 固定資産評価に関しては、評価基準以外で定める評価細則のすり合わせを行わない限り実行が難しい。
- 連携協約は中心市と周辺市町村との協定によることが想定されるが、周辺市町村としては、中心市に事務を委託することが想定されるために、中心市にとっては、事務負担が増える懸念。
- 共同処理に当たっては、合併時に見られたように、課税システムについての調整に時間がかかる可能性。

まとめ

- 人口減少の中、地方公共団体においては税収が伸び悩み、事務を効率化させる必要がある。
- 固定資産税評価事務においては外部委託の中でも民間委託によって評価事務の効率化を図ってきたが、家屋の評価事務については民間委託が難しい。
- 地方公共団体間の連携・事務の代替執行等によって評価事務を効率化させることを検討すべき。

(参考資料)

